

京都医療科学大学は、大学の諸活動について自己点検・評価を行い、教育研究活動、管理運営等の改善・改革に努めています。

高等教育機関として質の向上を図るために、日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価の評価基準に則り、平成26・27年度の報告として「自己点検・自己評価報告書」を作成いたしました。

平成 26・27 年度

自己点検評価書

平成 29 年 3 月

京都医療科学大学

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

京都医療科学大学（以下本学）の源流は1927年（昭和2年）にわが国最初のレントゲン技師教育施設として開設された、「島津レントゲン技術講習所」に遡る。当時はレントゲン博士によるエックス線の発見から32年目に当たるが、わが国での放射線医学は実に未熟な時代であった。しかし、この頃から診療用エックス線装置の開発と改良によって「レントゲンなくして医療なし」という言葉で裏付けされたように、全国各地の医療機関にエックス線装置の設置が急速に拡がっていった。一方、エックス線を扱う専門的知識と技術を有する技術者は極めて少なく、エックス線装置の需要増加には到底対応できるものではなかった。そこで、医学界からの強い要望により、エックス線取扱技術者の養成を急速にすすめる必要があった。

このような時代背景を受け、昭和2(1927)年、当時の島津製作所社長であった島津源蔵は、私立学校令に基づいた京都府認可による「島津レントゲン技術講習所」を設立した。この時、島津源蔵は建学の精神を次のように述べている。

「本所はレントゲン学に関する技術を教授するとともに、品性を陶冶（とうや）し有為（ゆうい）の技術者を養成するを以て目的とす」

この建学の精神を受けて、島津学園の設置する学校・大学の建学の精神は「品性を陶冶し有為の技術者を養成するを以て目的とす」と一貫して定められ、今日においても受け継がれている。

2. 大学の基本理念

上述の建学の精神を背景に、「医療科学に関する高度の知識及び科学技術について教授・研究するとともに、品性を陶冶し、国民の保健医療の向上に寄与できる有為の医療専門職の人材を育成する」を基本理念として定めている。

3. 使命

本学の基本理念の基で、「教養教育の充実、医療科学の教育・研究および高度医療技術者の養成を目的に、広く知識を授け、深く医療科学の専門知識を教授研究する」ことを本学の使命・目的として、平成19(2007)年4月に京都医療技術短期大学を四年制大学「京都医療科学大学」へ改組転換した。

近年の医療科学技術の革新・発展には目覚ましいものがあり、画像診断領域ではエックス線CTやMRI装置をはじめとして画期的な装置が次々と開発されるとともに、すべての医用画像がデジタル画像となりつつある。また、がんの放射線治療分野でも、新しい放射線治療装置の導入により治療成績は著しく向上した。このような放射線診断、放射線治療の進歩により、これらを担当する医療技術者には極めて高度な知識と、技術の向上が望まれる。また、医療技術者の多くは患者との直接的対応が必要であり、現在の医療では患者のための医療がより一層強く求められている。これには「いたわりの心で接することのできる人間性豊かな

人材」が不可欠である。このような人材育成のためには教養教育をより充実させなければならない。

これらの背景を考慮して、教養教育の充実と高度医療技術者育成への社会からの要請に対応することが本学の使命である。

4. 目的

本学は、高度医療技術者育成として、厚生労働省の定める診療放射線技師学校養成所指定規則に基づく指定を得て、診療放射線技師を養成している。教育の目的は、指定規則に定める科目を教授し、診療放射線技師国家試験の受験資格を与えることである。診療放射線技師は、医師・歯科医師以外では、患者に対して放射線を用いて診療する唯一の国家資格であり、高い医療技術とともに、素養として人間の尊厳や患者心理等が理解できる高い品性を身に付けていることが、社会から求められている。これらのことを眼目として、チーム医療の一員として活躍できる診療放射線技師を養成することを目的として教育を行っている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学前身である「島津レントゲン技術講習所」は昭和2(1927)年に、診療放射線技師を養成する教育機関として、わが国で最初に設立された。平成29年には創立90年目を迎える、日本で最も古い診療放射線技師を養成する教育機関である。

昭和2(1927)年9月	「島津レントゲン技術講習所」を開設。 「京都医療科学大学」の源流は、昭和2(1927)年「島津レントゲン技術講習所」の開設に始まる。当時、株式会社島津製作所の創業者であった島津源蔵は、放射線医学の黎明期でもあった医学界からの強い要望に応じて、わが国最初のレントゲン技術講習所(京都府認可)を開設し、レントゲン技術者の正規教育を始めた(定員20名、6ヶ月教育)。
昭和10(1935)年2月	「レントゲン技術専修学校」に改称(定員30名、1年教育)。
昭和27(1952)年4月	診療エックス線技師法の制定により診療エックス線技師養成所として、厚生大臣の指定認可を受けた(定員50名、2年教育)
昭和44(1969)年4月	診療エックス線技師法が診療放射線技師法に改正され、3年制診療放射線技師学校養成所として厚生大臣の指定認可を受けた(定員50名、3年教育)
昭和45(1970)年4月	「京都放射線技術専門学校」に改称。
昭和52(1977)年12月	「学校法人 京都放射線学園」を設立。 昭和51(1976)年に学校教育法の一部が改正され、専修学校の設置が法制化されたことに伴い、株式会社島津製作所からの校地、校舎、設備の寄附を受け、「学校法人京都放射線学園」を設立した。

京都医療科学大学

平成元(1989)年 4月	「京都医療技術短期大学」開学。 主として株式会社島津製作所並びに卒業生からの資金援助により、短期大学として開学した(定員80名、3年制教育)。
平成 3(1991)年 8月	法人名を「学校法人島津学園」に改称。
平成19(2007)年 4月	「京都医療科学大学」を開学し、現在に至る(定員 80 名、4 年制教育)。
平成19(2007)年 8月	中国山東島津放射技術教育講座に関する協議書締結。
平成23(2011)年10月	「京都医療技術短期大学」を廃止。
平成24(2012)年 9月	元培科技大学(台湾) と学術交流協定締結。
平成27(2015)年 9月	チョウライ病院 (ベトナム) との協定締結。

2. 本学の現況

- ・大学名 京都医療科学大学
- ・所在地 京都府南丹市園部町小山東町今北 1-3
- ・学部の構成 医療科学部 放射線技術学科
- ・学生数、教員数、職員数
 - 入学定員 80 名
 - 収容定員 320 名
 - 学生数 396 名

平成27(2015)年度学 生 数 (平成27(2015)年5月1日現在)

	男	女	計
1年	64名	35名	99名
2年	59名	33名	92名
3年	66名	21名	87名
4年	69名	44名	113名
大学計	258名	133名	391名

教員数

(単位：人)

学部	学科	性別	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
医療科学部	放射線技術学科	男	12	1	4	1	0	18
		女	2		1		0	3
		計	14	1	5	1	0	21

職員数

(単位：人)

性別	専任職員			その他	合計
	正規職員	契約職員	嘱託職員	派遣職員	
男	6	0	2	0	7
女	5	3	0	1	9
合計	11	3	2	1	16

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1) 使命（ミッション）

本学の使命（ミッション）は、次の通りである。

「教養教育の充実と、高度医療技術者育成への社会からの要請に対応し、国民の保健医療の向上に寄与できる有為の医療専門職の人材を育成する」

2) 目的

本学の目的を、次のように学則に明記している。

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療科学に関する高度の知識及び技術について教育・研究するとともに、品性を陶冶し、国民の保健医療の向上に寄与できる有為の医療専門職の人材を育成することを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

使命（ミッション）および目的は、平易な文章を用い、簡潔に文章化されている。そして教育研究目的についても、同様である。それぞれの表現や趣旨は、本学の大学案内、学生便覧、およびホームページ上に明示されている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命、目的について、引き続き、意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を確保・継続しつつ、大学を取り巻く環境の変化、具体的には少子化に伴う高等教育機関の淘汰、グローバル化がもたらす社会環境の変化、さらにはそれらに伴って社会や受験生が大学に求める存在意義や期待の変化なども踏まえ、随時、使命・目的および教育目的についての表現等を見直してゆく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

1) 学部（医療科学部）の特色

「医療科学部」の特色は、最近の医療分野で強く要望される「医療科学技術に関する高度な教育・研究により社会に貢献する」医療専門職の人材を養成することを目的としていることである。そのために医療理工学、医療情報学、医療技術学、医療保健福祉学等の分野を対象に、進歩の著しい医療科学分野に常に対応できるよう、教育課程を編成している。なお、教育課程の構成要素の分類としては、次のように考える。

① 科学的思考の基盤

医療科学分野の発展には、科学的思考の基盤が重要となる。教養教育科目を通じて、科学技術の急速な進歩に対応することが出来る統合された知の基盤を獲得するための基本となる科学的思考の修得をはかる。

② 人間と生活

教養教育科目および専門分野の教育を通じて、人間としてより豊かに成長・発展することが欠かせない現代社会で、生活の基盤及び人間に対する理解を深め、人間性豊かな社会の一員としての人材を育成する。

③ 専門分野の教育

医療科学分野に包含される医療専門職である診療放射線技師養成の教育を最重点目標として、高度医療社会に適合できる医療従事者の育成をめざす。

2) 学科（放射線技術学科）の特色

「放射線技術学科」の特色は下記のとおりである。

① 本学の歴史に基づいた教育

本学での診療放射線技術教育の原点は、昭和2(1927)年、島津製作所社長であった島津源蔵が「島津レントゲン技術講習所」を設立したことにはじまる。以後、専門学校、短期大学、と改組され、四年制大学である「京都医療科学大学」として、今日に至る。本学は、診療放射線技師養成の教育施設として、我が国で最も長い歴史を持ち、この分野における教育・研究のリーダーとして、常に時代の要求に応じた診療放射線技師の養成・教育を行ってきたことは全国的にも認知されている。この歴史的背景を基礎として、より一層の人間性豊かな教育を行い、高度医療専門職としての診療放射線技師の養成・教育を行う。

② 専門基礎科目の充実

診療放射線技術の中核をなす画像診療領域、核医学検査領域、放射線治療領域では、極めて高度な技術を駆使した高度医療機器が使われるため、技術および機器を理解し正しく使用するためには、専門基礎科目である医用工学に関する教育は不可欠である。これら専門基礎科目に重点をおいた教育が本学科の特徴のひとつである。

③ 医療情報学の充実

近年、医療分野では、「クラウド」、「ビッグデータ」、「人工知能」などの情報技術を積極的に取り込んだ応用技術が盛んである。また、「画像処理」、「画像診断」、「個人情報保護」などの医療との関連項目についてもこの分野の知識を身につけておくことは診療放射線技師の必須の課題となっている。そのため医療情報学に関する教育を重点目標においている。

④ 専門教育の充実

「放射線技術学」で総称できる、診療画像技術学、核医学検査技術学、放射線治療技術学を中心とした専門教育を充実する。そのための実験実習機器である各種 X 線診断装置、CT 装置、MRI 装置、核医学検査装置、超音波検査装置、医療情報機器等の最先端医療機器を整備していることも本学の特色である。

建学の精神は、昭和 2(1927)年本学の前身であるレントゲン技術講習所を開所するに当たり、創設者島津源蔵が、「技術の修得は当然として、お互いに切磋琢磨することにより、練り上げられた品性を有する技術者を養成したい。」との思いをこめて定めたものである。この思いとするところは、現在の医療現場にまさに求められているものであり、最近言われている学士力のひとつの評価指標ともなっている。本学の建学の精神として、誇りに思い、オープンキャンパス、大学説明会、ホームページなどで積極的に訴えている。

1-2-② 法令への適合

1) 大学の目的

学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療科学に関する高度の知識及び技術について教育・研究するとともに、品性を陶冶し、国民の保健医療の向上に寄与できる有為の医療専門職の人材を育成することを目的とする。」と定められており、これは学校教育法第 83 条が定める大学の目的に適合している。

また、大学設置基準第 2 条に定める「学部、学科又は課程ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」については、本学は 1 学部 1 学科の単科大学であるため、学科の目的が大学の目的となる。上述のように学則第 1 条に定めている。

1-2-③ 変化への対応

理念、目的の具体化については、それぞれの学生が本学入学までに受けた教育、また、社会からの要請などの様々な状況により、変化に柔軟に対応している。これまで、情報技術の目覚ましい発展に対応するため、四年制大学開学から 4 年後の平成 23 (2011) 年度に、カリキュラムの改革を行った。さらに、この改革より 5 年間を振り返り、平成 28 (2016) 年度から、

多種多様化する環境に対応するため重複科目を見直し、精査し、科目の統合を試みることで、科目を横断的にかつ複合的に学修する仕組みにカリキュラムを改革する。これにより、自主的に学修する機会が増えるため、学生には、人間性を磨き、高度な技術を定着させる時間としての利用を期待している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後、少子化による18歳人口の減少や、競合大学の増加による入学生の獲得競争が激化することを認識しなければならない。本学の強みは放射線技師教育一筋の実績と、わが国で一番古い伝統校であること、全国各地で活躍する卒業生で組織される学友会の支援である。これらを活かし、診療放射線技師の養成・教育を時代に合わせるとともに、建学の精神にある「有為の技術者」像を明確にして、教育課程を改善し本学科の強みをさらに強固なものにする。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

教育目的の有効性を保つ組織の頂点に理事会がある。理事会では、専任教員で構成される教授会の審議を経た学則等の改訂や役員・教職員の人事、予算等が決議される。学園の事務局長は、常務理事であり、事務局として教授会に参加し、理事会の審議事項や承認事項の教員への説明を行い、また、教授会審議内容を理事会に説明する役割を担っており、理事会と教授会の間意思疎通を図っている。

また、教授会に上程される重要事項については、学長の諮問機関である各委員会で調整する。各委員会は、本学専任教員及び一部職員により構成されている。

教授会は学長を議長とし、専任の教授、准教授で構成される。いわゆる定例教授会は、拡大教授会として、学則に定める教授会構成員ではない講師、助教の参加を義務付け、審議事項の共有化、教育研究への積極的な参加、及び学長方針の徹底を図っている。講師、助教は、発言権はあるが、議決権はない。但し、任用教授会で扱う、昇任や採用人事には、准教授、講師、助教は参加しない。

本学の教育課程に関する事項、教育の改善に関する事項、学生に関する事項等の審議は、各委員会で議論し、教授会へ報告し、教授会で審議し、学長が決済する。

教授会の審議内容は、事務課の課内会議で報告されるので、教育・研究に携わる教員組織

と事務局組織間のコミュニケーションがスムーズに行われており、平成 28(2016)年度から実施するカリキュラム改定も円滑に実施されるものと思う。

1-3-② 学内外への周知

大学の使命・目的および教育目的は、文書等への記載とホームページ上への掲載により、大学の内外に周知を図っている。学則は毎年発行される学生便覧に掲載している。建学の精神及び理念については、法人事業報告にも記載し、一貫性を保っている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

平成 19(2007)年、既設校である京都医療技術短期大学を改組して、開学して以来、大学の完成と短期大学在学生の卒業の両面に注力してきたが、短期大学は平成 23(2011)年 10 月に廃止。四年制大学としてその質をいかに高めていくかが大きな課題であり、平成 25(2013)年 3 月に中長期ビジョンを策定した。

本学の最大の特徴である、わが国で最も長い歴史を持つ診療放射線技師の教育を幹として枝葉をいかに整えるか、さらには、別の幹を植え、森として発展していくかの選択になるが、少子化や経済状況の悪化など闇雲に、学園の規模の拡大を図れる時勢ではないとの認識のもと、当面は「放射線学科」という幹を大木に育てることに注力している。

中長期ビジョンにおいて、基本方針、5年後の平成 29 年度に達成する目標を以下のように定めた（表 1-3-1, 1-3-2）。

表 1-3-1 中長期ビジョンの基本方針

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 放射線技術学科の内容を深く掘り下げ、充実を図る。2. 医療専門職にふさわしい学士力の醸成と、品性の確保を目指す。3. 研究環境を充実する。4. 法人・大学の健全な管理運営を維持する。 |
|---|

表 1-3-2 平成 29 年度に達成する目標

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 魅力的な教育体制と修学支援体制が作られている。2. 伝統と実績に基づく診療放射線技師教育拠点となっている。3. 学びやすく、自修意欲がわく学内環境が整備されている。4. 地域に評価される社会貢献活動を行っている。5. 社会に評価される卒業生を輩出している。6. 国際感覚が醸成されている。7. 教育研究設備が充実している。8. 組織化された FD(Faculty Development)、SD(Staff Development)活動が定常化している。 |
|---|

中長期ビジョンにおいては、本学は新しい学科の設置など学園の量的な拡大をせず、現在の放射線技術学科の質を上げ、優れた診療放射線技師を養成することを基本方針にしている。

教学（教育と学習）マネジメントに関わる 3つのポリシーについては、次のように定めている。

《学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）》

本学の教育理念・教育目的に基づくカリキュラムを履修し、学則に定める卒業に必要なすべての授業科目の単位を取得した者について、卒業を認定し、学位記を授与します。

《カリキュラム編成方針（カリキュラム・ポリシー）》

多様な教養教育科目を履修し、高度専門科目に導くことにより、品性を陶冶された専門技術者として 質の保証ができる体系的なカリキュラム科目配置とします。特に初年次は大学に学ぶための重要な期間 であると位置づけ、教養教育とともに、基本姿勢を学ばせることに重点をおいた科目配置を行います。

《入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）》

京都医療科学大学は、医療科学における高度先端知識の習得に意欲的であることはもとより、多種多様な医療の職場環境において、常に明るく、協調性と積極性に富み、柔軟に対応できる素養のある人物 を入学者選抜にて受け入れます。入学者の基礎学力としては、高等学校数学Ⅰ、Ⅱの理解、英語の基礎的な文法と語彙の習熟、英語を日本語へ要約する能力を求めます。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年3月31日公布、平成29年4月1日施行）により、大学等において、その教育上の目的を踏まえて「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受け入れに関する方針」の三つの方針を策定し、公表することが義務化される見込みであるが、中教審答申などを参考にさらに検討を重ねている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的の達成に必要な教員研究組織は、学長を含め21名の専任教員と若干名の非常勤教員にて構成されている。平成27(2015)年度における専任教員は、放射線科医師4名、診療放射線技師8名、薬学1名、情報学2名、物理3名、心理学1名、語学1名、生物学1名である。医療専門職の人材育成にふさわしく機能的かつ効果的な教育研究が期待しうる教員を確保し、語学や情報学など科目により少人数制を基本としたクラス編成を行い、教育目的の実現にあたって、整合性を保っている。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

学園法人が設置しているのは、本学「京都医療科学大学」のみであり、また、京都医療科学大学は、医療科学部 放射線技術学科で編成される小規模の単科校である。そのこともあり、法人と大学の意思決定に齟齬は生じない。開学8年目となり、開学時の設置計画も完成し、平成29(2017)年度に達成する予定の中長期ビジョンを策定した。この中長期ビジョンに基づき、事業年度ごとの目標及び評価指標を定め、使命・目的を深く掘り下げていく。また、平成28年度入学生より開始するカリキュラム改革は、平成31(2019)年度卒業生の成果により評価が決まる。この評価に基づき、さらに必要なカリキュラム改革を行い、理念達成へ、たゆまぬ歩を進める。

〔基準1の自己評価〕

昭和2(1927)年の「レントゲン技術講習所」開設以来、その精神「品性を陶冶し、有為の技術者の育成をもって目的とす」を綿々と受け継ぎ一貫した診療放射線技師養成を行ってきた。昭和19(2007)年に、新たに改組・開学した京都医療科学大学 医療科学部 放射線技術学科も、この精神と伝統を受け継ぐとともに、文部科学省の学士力向上方針に呼応したカリキュラム改革を行ってきた。大学での教育目的、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを策定し、本学のホームページなどを通し、公表・周知を図っている。医療現場で求められるのは、専門的医療技術だけではなく、医療専門職として、チーム医療の一員としてのコミュニケーション能力が必要とされており、臨床心理および語学を専門とする専任教員をそれぞれ1名配置した。四年制大学として、建学の精神、基本理念、使命目的は明確であり、整合性をもったカリキュラム編成もできている。

基準2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、学生募集要項、ホームページ等に明記して周知し、保護者、高校生を対象としたオープンキャンパスにて毎回丁寧に説明している。また、教員・職員が高等学校に直接に訪問（高校訪問活動）し、本学の教育・研究内容、学生生活、入試および就職状況等の情報を提供し、本学についての理解を深め、高校生の志望・適正に応じた適切な進路指導に役立てて頂いている。学生募集要項は全国の高等学校等へ送付するとともに、各地で開催される進学相談会など受験生への大学説明会で配布している。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、入学者選抜は一般入試、推薦入試および社会人入試の3方式によって実施している。コミュニケーション能力に関しては、面接を行い、質問に対する答えの内容、受け答えの仕方や態度について評価し、一人一人の意欲、動機を確認している。

一般入試は、1次募集と2次募集の2回実施している。いずれの場合も数学I、II、及び英語I、IIを課してその実力を査定する。本学は女子学生が少ない傾向にあるが、乳房撮影

(マンモグラフィ) 件数の増加にともなって女性診療放射線技師の求人数が増えている。このこともあり、語学など女子生徒の受けやすさに重きを置いた入試科目の改定の必要性を感じている。

推薦入試は、合格者は全員入学するものとする専願であり、学校推薦と医療従事者推薦方式がある。前者では、高等学校長または中等教育学校長の推薦書、調査書をもとに、基礎学力を確認するため学力試験として数学Ⅰを課している。後者では、高等学校または中等教育学校を卒業予定あるいは卒業したもので、医療職に熱意があり、成績・人物とともに優れ、医療関係従事者（医師、歯科医師、診療放射線技師の国家資格保有者）の推薦が得られた者を対象として、推薦書を確認するとともに、学力試験として学校長推薦者と同じ数学Ⅰの問題を課している。AO入試や指定校推薦入試は実施していない。

社会人入試は、高校卒業後5年以上で社会人経験3年以上の者及び他大学の卒業生が診療放射線技師の資格を身に付けたいと入学を希望するものに対する特別枠である。推薦入試と同じ問題を課して基礎学力を見るとともに、小論文及び面接を重視した採点基準により合否を判定している。

なお、入試日程、試験科目、選考方法などは入試委員会で検討し、教授会で審議し、学長が決定する。また、受験者の答案や面接評価は、入試委員会で採点し、結果を教授会に報告する。教授会では、入試委員会の報告を審議し、入学許可候補者（合格者）を学長に答申する。答申に基づき学長が合格者を決定する。入学許可候補者（合格者）は、合格発表日に、本学に掲載するとともに、ホームページに公表する。公表と同時に受験生全員に合否結果通知書を郵送する。合格通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに入学金を納付する。これらの入学手続きを完了した入学許可候補者（合格者）に、学長は入学許可を与える。（学則 第13条）。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

5年間の学生受入れ数は90名～95名で、入学定員に対する比率は、平均115%である。適切な入学者の受入れ数を維持している（表2-1-1）。

表2-1-1 年度毎の志願者数、合格者数、入学者数

入試の種類		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
一般 入試	募集定員	42	42	42	42	42
	志願者	149	174	188	176	226
	合格者	66	71	71	74	83
	入学者	44	41	40	45	45
推薦 入試	募集定員	35	35	35	35	35
	志願者	104	81	103	96	128
	合格者	50	48	47	45	49
	入学者	50	48	47	45	49
社会 人入試	募集定員	3	3	3	3	3
	志願者	3	2	4	4	0
	合格者	1	1	3	1	0

	入学者	1	1	3	1	0
学科 合計	募集定員	80	80	80	80	80
	志願者	256	257	295	276	354
	合格者	117	120	121	120	132
	入学者	95	90	90	91	94

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

推薦入試では、専願であるにもかかわらず、志願倍率 2.51 であった。これは、オープンキャンパスや教員・職員の高校訪問活動にて、毎回丁寧に説明した結果で、これらの活動は順調である。今後も継続して、さらに優秀な学生を確保するための方策を考えていく。

一般入試において、合格決定者のうち実際に入学する学生の割合は 5 年平均で 60.2% であった。今後は、本学の特色としている教員・職員による高校訪問活動に加えて、教員（教員経験者を含めて）を活用した高校での模擬講義を充実させ、大学案内や診療放射線技師の説明を行うことや、オープンキャンパスやパンフレットにて、本学の卒業生の活躍を具体的に高校生にわかる言葉で繰り返し説明し、受験者数の増加と質の向上を目指す。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

1) カリキュラム編成方針

教養教育科目を履修し、高度専門科目に導くことにより、学則 第 1 条に本学の教育目的として掲げている「品性を陶冶」された「医療専門職の人材」を養成するため、体系的なカリキュラム編成とする。特に初年次は大学で学修するための重要な期間として位置付け、教養教育とともに、大学での学修の基本姿勢を学ぶことに重点をおいた科目配置を行う。この方針に基づいて、編成された授業科目の系統関係については、学生便覧の「授業科目の系統関係」で簡潔に記述および図式化している。

2) 修業年限

修業年限は 4 年（学則第 4 条）であり、8 年を超えて在学することはできない（学則第 5 条）。ただし、休学期間は在学年限に算入しない（学則第 18 条）。休学期間については、その時期にかかわらず休学開始年度と復学年度を合わせて 1 年としている。

同一学年に留まることのできる期間は「学年進級基準」で 2 年を限度と定めている。この制限は「進級」の基準であるため 4 年次の学生には適用されない。

本学では、カリキュラムを体系的に配置し、基礎から専門科目に導いているため、学年制を併用している。

3) 単位制と授業形態

授業形態は講義、演習、実験、実習などであるが、講義は15時間あるいは30時間をもって1単位、実験・実習・実技は45時間の授業をもって1単位としている（学則 第22条）。

前期は4月1日、後期は9月24日から始まり、30時間を基本とする講義では学期ごとに15週の授業を行っている（学則 第7条）。学会出張などによる休講の振替や中間試験のためには、補講予備日を土曜日に設定することにより、15回の授業時間を確保するようにしている。15時間を1単位とする講義も実験・実習科目もこれに準じて必要な回数を確保している。

講義回数や補講予備日、期末試験期間、追再試期間については、学生便覧のはじめに学年暦を載せ、他の学内行事とともに周知させている。なお1年間に履修科目として登録できる単位数の上限は47単位である（学則 第23条）。

4) シラバス

すべての授業科目についてシラバスを作成し学生全員に冊子として配布している。シラバスは1科目につき1頁を目安に、開講年次、必修、選択などの区分、授業形態、単位数、授業内容、授業目標、授業回数、授業計画、教科書、参考書、成績評価の方法、特記事項、卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連について記載している。

授業計画には毎回の授業概要、到達目標を記載しており、備考欄では、予習・復習などに関する注意点と、小テストや中間試験の時期や範囲に関して記述し、周知することで、自主的な学修をサポートしている。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1) 教育課程の体系的編成

本学のカリキュラムは、厚生労働省の診療放射線技師学校養成所指定規則によって規定された教育内容を満たすように編成されており、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目、総合科目と臨床実習に分けることができる。

教授方法では、最近、学修支援システムを利用したテキストや参考書の配布、および、実力判定テスト、小テスト、中間試験などを行っている科目も増えてきている。また、グループディスカッション、アクティブラーニング、反転授業などを取り入れる科目もあるこれらの工夫は、教員同士お互いの授業参観を通して、より良い授業を行うための参考、教授方法の向上の機会に役立っている。アンケート方式で、授業についての学生の意見も取り入れ、教授方法の向上に努めている。

① 教養教育科目

建学の精神である「品性を陶冶し有為の技術者を養成するをもって目的とす」を実現するためにも、教養教育科目はその基礎となるものであり、診療放射線技師養成所指導要領で謳われている「科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培

う。生命倫理および人の尊厳を幅広く理解する。国際化および情報化社会に対応できる能力を養う。」という教育目標を達成することを目指している。

初年次必修科目である「文章表現の方法」、「数学」、「コンピュータ学」、「情報処理学」、「英語」、「医学英語Ⅰ」は、各クラス30名程度の3クラス少人数制を導入してきめ細かな指導を行い、教育効果を高めている。

A. 科学的思考の基盤

必修5科目、自由2科目を1年次に開講している。科目には「基礎数学」、「数学」、「物理学」、「化学」、「コンピュータ学」、「コンピュータ演習」、「情報処理学」がある。

いわゆるリメディアル科目および情報化社会に対応できる能力を養うという点から、「コンピュータ学」、「コンピュータ演習」、「情報処理学」等を配置している。

「基礎数学」および「コンピュータ演習」は、高等学校でこの分野を履修していなかった学生を対象とし自由科目として開講している。「基礎数学」は、「数学」および専門基礎科目の基礎となる数学である。「コンピュータ演習」は、本学に入学する前に修得して欲しい最低限のコンピュータスキルと知識を学修する。

「物理学」、「化学」は、診療放射線技師となるためのカリキュラムに必要な専門基礎科目、専門科目の基礎となるものであるが、高等学校の課程で選択していない学生も多く、専門科目とのギャップを埋めることが重要な課題となっている。そこで、専門基礎科目である、「放射線物理学」、「放射化学」を担当する教員が、「物理学」、「化学」を担当し、単なるリメディアル教育としてではなく、専門科目へのつながりをスムーズにしている。

B. 人間と生活

人文科学、社会科学、自然科学を含めて必修2科目、選択9科目を1年次に開講している。主な科目には、人文科学では、「文章表現の方法」、「コミュニケーション論」、「現代社会と倫理」、「こころのしくみ」、「ことばと文化」、「日本文学を読む」を、社会科学では、「考える力を磨くための社会学」、「健康な生活と医療の法」、「時事問題から学ぶ日本経済」、自然科学では、「身近な科学」などがある。

多様な教養教育科目を履修できるよう、また選択科目については、その内容をよく表した科目名にすることで学生が選択する際の便宜を図っている。

必修科目として、「文章表現の方法（日本語）」、「コミュニケーション論」を配置しているが、「文章表現の方法」については、読解力、表現力、コミュニケーションの能力が弱い学生が増えてきており、それに対応させたものである。文章作成時に必要な基礎知識について概説し、「聴く、読む、書く」を基本軸とした文章表現の実践的な指導を行う。日本語運用能力を高め、社会生活に役立つ文章表現技術を身に付ける。文章表現の方法は、少人数の3クラス制としている。

人文科学、社会科学系の選択科目として「現代社会と倫理（倫理学）」、「こころのしくみ（心理学）」、「日本文学を読む（文学）」、「健康な生活と医療の法（法学）」、「時事問題から学ぶ日本経済（経済学）」、「考える力を磨くための社会学（社会学）」、「ことばと文化（社会言語学）」を配置している。

また、自然科学系の選択科目として「身近な科学」を開講している。日常の身近な疑問を

取り上げ、現代の科学がどう説明しているかを学びながら、さまざまな見地から議論してもらおう。内容は「身近な科学A」が生物学のテーマ、「身近な科学B」が物理学、薬学、医療情報学のオムニバスターマであるが、知識を身に付けるのではなく、自然科学の方法論を学ぶと同時に、科学的なものの見方を身に付けることを目指している。

人間と生活に区分された選択科目は、人文科学、社会科学、自然科学から、それぞれ少なくとも1科目を修得しなければならないという制約を加えることで、バランスを取っている。

C. 外国語

必修3科目、選択7科目、自由1科目を1年次から3年次にかけて開講している。主な科目には「英語」、「医学英語」、「英語オーラルコミュニケーション」、「基礎ドイツ語」、「応用ドイツ語」、「中国語入門」、「中国語コミュニケーション」、「海外語学研修」がある。

国際化に対応できる能力を養うために「英語」、「医学英語」、「英語オーラルコミュニケーション」を1年次から3年次にかけて配置し、基礎から専門的な内容までを継続的に学修できる体制を整えている。さらに、コンピュータ教材(ALC NetAcademy 2)や副読本(Graded Readers)を活用し、授業外での自学自習を促している。

外国語としては他に、選択科目として「ドイツ語」、「中国語」を開講しているが、いずれも基礎的な文法の修得はもちろん、異文化を理解することを目標としている。「英語オーラルコミュニケーション」と「中国語」は、ネイティブスピーカーを講師として配置し、医療現場での実践的な会話を想定した内容にも取り組んでいる。ドイツ語、中国語は、半期では語学の修得には不十分なことから、入門系、応用系を含めた通期での履修となるよう指導している。「英語」、「医学英語」は3クラス制、「英語オーラルコミュニケーションⅠ」、「基礎ドイツ語」、「応用ドイツ語」、「中国語入門」、「中国語コミュニケーション」は2クラス制とし、教育効果を高めている。

「海外語学研修」は、夏季休暇中に海外連携先で行われる研修に参加して渡航先の言語文化や医療福祉事業を学ぶとともに、現地関係者との国際交流をはかる。渡航先には、「台湾-元培医事科技大学-国際交流サマースクール」がある。

② 専門基礎科目

A. 人体の構造と機能および疾病の成り立ち

基礎医学、臨床医学、社会医学を含めて必修13科目、自由1科目を1年次から3年次に開講している。科目には、「医学概論」、「生命・医療倫理学」、「解剖学」、「細胞生物学」、「生理学」、「臨床医学概論」、「衛生学・公衆衛生学」、「救急医学」、「看護学概論」がある。

「解剖学」は1年次に「解剖学Ⅰ(体幹部)」、「解剖学Ⅱ(骨軟部・神経系)」をそれぞれ前期、後期に開講しているが、これらの単位を修得した学生には3年次に、愛知医科大学解剖学教室の御協力を得て、特別補講として「解剖実習見学」を実施している。

医療画像の分野では、医療機器の発達により精緻な解剖学的画像の描出が可能となっている。三次元画像をもとにした放射線治療計画や手術のシミュレーションも日常的に行われている。診療放射線技師は、これらの医療画像を理解し、これらの再構成画像が実際の患者体内の状況を反映(検像)していることを保証しなければならない。なお、診療放射線技師の行う「検像」とは、「診断の根拠となる画像情報の質を担保するための重要な行為」と公益社

団法人日本放射線技術学会の「画像情報の確定に関するガイドライン」では定義されており、診療放射線技師にとって近年最も重要視されている業務の一つである。

B. 保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学および技術

必修 11 科目、選択 1 科目を 1 年次から 2 年次前期にかけて配置している。「応用数学」、「プログラミング」、「医用工学」、「放射線物理学」、「放射線生物学」、「放射化学」、「放射線計測学」を開講している。また、「プログラミング概論」、「プログラミング演習」は 2 クラス制を導入して、教育効果を高めている。

③ 専門科目

専門科目は、「診療画像技術学」、「核医学検査技術学」、「放射線治療技術学」、「医用画像情報学」、「放射線安全管理学」、「臨床実習」に区分される。必修 32 科目、選択 7 科目を 1 年次から 4 年次にかけて開講している。科目には、「診療放射線技術学概論」、「診療画像機器学」、「エックス線撮影技術学」、「診療画像検査学」、「画像解剖学」、「画像診断技術学」、「臨床核医学概論」、「核医学検査技術学」、「放射線腫瘍学概論」、「放射線治療技術学」、「医療情報学」、「医用画像情報学」、「画像工学」、「放射線安全管理学」、「医療安全管理学」がある。これらは、さらにいくつもの科目に分けて、各領域を専門とする教員が担当し、実験科目や演習科目を含め理解を深めるように編成している。

「医用画像情報学」は 2 クラス制とし、教育効果を高めている。

④ 総合科目（専門基礎科目演習、総合研究、総合演習）

「総合研究」は、3 年次の学生を対象に、担当教員毎に 4 名程度までの小グループに分け、「自らが立てた新たな課題を解決する能力」を養うことを眼目としている。研究手法、論理の組み立て、得られた結果のまとめ方、分かり易い発表等について、担当教員が指導する。研究成果は、口頭発表、ポスター発表、論文集と 3 通りの形式によって個人・グループごとに発表する。総合研究の発表会には、1 学年下の下級生も参加させている。ポスターは、論文として、わかりやすく、インパクトのある表現になっているかを学長が評価し、優秀なポスターには学長賞を与え、表彰する。

「総合演習」は、医療現場での仕事に対応できるようにするために、集中講義・演習方式により、総合的に知識を修得させることを目標としている。「総合演習」では、1 年次から 4 年次までの専門基礎科目、専門科目を有機的な繋がりをもって一体的に復習することになり、4 年間で学修した専門知識の集大成である。また、専門科目は診療放射線技師学校養成所指定規則に定める科目として国家試験科目となり、学生にとっては国家試験対策にもなっている。

⑤ 臨床実習（専門科目）

A. 概要

平成 23(2011)年度から導入された新カリキュラムでは、2 年次に臨床実習病院(10 施設)で 2 週間の実技指導を受けるように変更し、早い時期からチーム医療の一員として診療放射線技師の役割を理解させることで、残り 2 年間の在学期間のモチベーションアップを図った。

4 年次に「診療画像技術学」、「核医学検査技術学」、「放射線治療技術学」について、臨床

実習病院において8週間の実技指導を受ける。学んできた医学的知識を基に、画像診断に役立つ撮影法や実践的な画像再構成の技術、がんの放射線治療技術を習得するとともに、患者の身になって考え行動できる習慣を身につけることを指導している。

B. 臨床実習の構成

「基礎臨床実習」と「臨床実習」に分けて実施する。「画像検査」、「核医学検査」、「放射線治療」の臨床実習が可能で、本学の近隣に位置する総合病院10施設で行う。いずれも地域の中核病院であり、大変恵まれた臨床実習環境にある。

C. 臨床実習指導教員との協調体制

臨床実習病院には十分な臨床経験と学識を有した診療放射線技師を、1施設あたり5～10名指導教員として委嘱している。臨床実習病院の指導教員には、当該施設長の申請によって本学の「臨床教授等称号規程」に基づいて臨床教授等の称号を付与する。

D. 学生への事前教育

臨床実習に先立って臨床実習の意義や、臨床実習病院に立ち入る場合の注意事項、さらには実習内容の概要等について臨床実習マニュアルを用いて学内で事前に教育する。学内担当教員並びに臨床実習病院の実習責任者（放射線技師長）がこれにあたる。学内担当教員は、実習責任者と連携し、臨床実習病院に巡回し、指導を行っている。

2) 成績評価の基準

成績評価については、学生便覧の履修の手引き「成績評価について」において、評価の基準を明確にしている。総合評価は100点満点で90点以上を「秀」、80点以上を「優」、79～70点を「良」、69～60点を「可」としている。総合評価60点以上は合格であり所定の単位が与えられる。60点未満は「不可」となる。

ただし、入学前に修得した単位について本学で卒業に必要な単位として認めたものは、「認」としている。また、総合科目である「総合研究」および「総合演習」に関しては、4年間の教育の集大成的な意味を持ち、評価の基準の設定も難しく、一定のレベルに達したかどうかを、関係するすべての教員によって判断し、合否にて判定している。

3) 科目等履修生等

本学のカリキュラムは、「診療放射線技師学校養成所指定規則」によって規定された教育内容を満たすように編成されており、すべての科目についての系統的な関係を重視している。したがって、特定の科目だけを単位認定することは想定しておらず、科目履修生の制度は採用していない。しかし、本学の講義を広く一般にも開放するという点から「聴講に関する規程」は定めている。聴講生が期末試験を受け合格した科目については、修了証を発行している。このことは学生便覧にも記載されている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は、京都医療科学大学として平成19(2007)年に改組・開学したが、放射線医療の急速

な進歩、入学生の気質の変化や基礎学力への対応、また卒業生の就職先からの学生資質に対する要望への対応、さらに本学建学理念の体得をより強固なものとするため、平成 23(2007)年 4 月にカリキュラムの大幅な改正を行った。また、平成 25(2013)年度より、中長期ビジョンに、数値目標として留年率、直行卒業率、国家試験合格率を定めた。第二次カリキュラムの見直しを行った結果、各科目が扱っている項目の重複などを整理し、集約する必要がある、新たなカリキュラムを編成した。この第三次カリキュラムは、平成 28(2016)年度よりスタートするが、中長期ビジョンとともに、カリキュラムも不断に見直しを行い、より良いものに適時、改正して行く予定である。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-3-①教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

1) 教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

学生の指導方針は、教務委員会・学生委員会を中心に、各委員会で審議され、審議された事項は教授会に報告・審議される。教授会には、事務局長はじめ事務局職員が出席し、教授会事務を行う。教授会の審議を受けて、教授会後の数日以内に開催される事務課内会議にて、事務課長より報告あるいは指示がされる。また各委員会には事務局職員が必ず加わり、委員会事務を担当している。このように、教員・職員間の意思疎通は十分に図られ、教職員協働により、本学の体制は適切に整備・運営されている。

2) オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

本学は、単科大学であることもあり、学生と教職員の距離が近い。しかし、研究面での活性化に伴い、学外へ出向く教員も増えてきた。このこともあり、学生の質問等に対応可能な時間帯をオフィスアワーとして学生に公表するようにした。オフィスアワー以外でも、在席しているときはいつでも研究室への訪室を歓迎しているのは従来どおりである。

3) 教員の教育活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)等を適切に活用しているか。

本学は、大学院を設置していないため、TA 制度は有していない。事務職員による教員への支援として、講義資料の準備等を教員の要請に応じて対応している。

4) 中途退学者、停学者及び留年者への対応策を行っているか。

中途退学者、停学者、留年者への対策は、学長の意向を受けて、カウンセラー、教務委員長、学生委員長、カウンセリング担当の教員、また、留年者指導に対応している教員、就職課長、事務局長の7人で構成する「学生相談会」が、「担任教員」と連携しながら、次項目に述べるような対応を実施している。徐々ではあるが、成果が出始めている。

A. 中途退学者への対応

中途退学の可能性がある学生に対して、学生本人、保護者、教員（教務委員長、学生委員長、担任教員など）による三者面談（または、学生本人と教員による二者面談）を実施し、中途退学の回避のためにできることを模索し、退学を考えるに至った経緯を明らかにし、理解した上で、中途退学の回避のためにできることを模索している。不可避の場合には、その学生の将来について話し合い、可能な限り最善の助言をしている。結果は、拡大教授会に報告する。

中途退学者が退学するに至った理由を把握すると同時に、不満や要望を聞き留め、中途退学者削減の対策の一助としている。中途退学者の大半は、そのきっかけが留年であり、留年者を減らすことが極めて重要な課題となる。

B. 停学者への対応

停学中の状況を把握するための面談を、適宜行い、停学中における生活実態の把握と、勉学面および心理面での指導、アドバイスを実施している。学生のスムーズな復学に助けになるよう、個別に対応している。

C. 留年者への対応

学年制を併用しているため、留年者は、原則として、その学年に履修する全科目について再履修をする。ただし、評価が「良」以上であった科目は再度履修しなくても良い。

4年次の留年者には、クラスを特に編成し、4年間に履修した専門科目の重要点を見直している。

留年者を減らすために、授業の出席状況に注目している。留年者の大半は、出席状況が悪く、そのため勉強についていけなくなる、学校に行くのが嫌になるという悪循環に陥っている者が大半である。出席状況を毎月集計し、「学生相談会」を構成する教職員で検討し、指導対象となる学生を早期に見つけ出している。対象の学生は、担任教員と「学生相談会」のメンバーによる指導を実施している。指導は、欠席の理由の聞き取りからはじまり、健康面、友人関係にも配慮してヒアリングを行う。改善が見られない場合は、保護者への連絡、三者面談などを行い、出席状況の改善に努める。学生が理解しやすい授業を行うことも重要であるので、高校で履修していない科目の補講、教員相互の授業参観による教授法の改善を行っている。

D. 国家試験不合格者への対応

国家試験不合格者に対しては、卒業後も特別聴講生として受け入れ、継続して国家資格取得に向けての支援を行っている。

5) 学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させているか。

本学は小規模校であり、もともと学生と教員との距離が近く、意思疎通に特に困難は無いが、さらに学生の意見を、授業アンケート、学生意見箱等を通じて汲み上げるシステムをとっている。授業アンケートには、自由記述欄を設けて学生の生の声を記述させるようにしており、それは各担当教員に直接伝えられる。各教員は、授業アンケートを参考にして、次回からの授業を組み立てる。

学生意見箱は、授業に限らず、設備環境あるいはクラス内の問題なども含めて自由に意見を投函できる。意見箱開封は、学長、学生委員長、教務委員長を中心としたメンバーが担当し、内容を点検し、必要なものは学生掲示板に公示しあるいは教員に伝え、必要があれば投函した本人にも回答する。また別に、図書館には、購入希望図書を図書委員会に要望できる仕組みがある。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、カリキュラム改革を行い、平成 28(2016)年度入学生から新しく、第三次カリキュラムを実施する予定である。新カリキュラムでは、2年次に専門基礎科目のまとめとして、専門基礎科目演習を設けた。勉学意欲の動機付けを行い、専門課程への導入を円滑に行うための改革である。また、平成 25(2013)年度からは、中長期ビジョンにおいて年度別目標を策定した。目標達成の指標として留年率、退学率、直行卒業率を求め、達成を目指す取組を開始している。教員のみならず職員も連携して取り組む全学的なサポートを行うことで、留年者数・退学者数の減少など、重要課題の改善、解決に取り組む。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4- ① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1) 単位認定および成績通知書

担当教員から提出された成績をもとに、半期ごとに教務委員会で審議の上、教授会に答申し、教授会の意見をふまえて学長が単位認定する。ただし、「臨床実習」の成績は臨床実習委員会で、「総合演習」の成績は総合試験委員会で審議のうえ、教授会に答申する。単位認定のための教授会后、科目名、単位、修得年度、評価、担当教員名を記載した成績通知書を学生と保護者に送付している。

2) 既修得単位の認定

入学前に、他の大学もしくは短期大学で単位修得した教養教育科目については、学生から

の申請に基づいて審査した後、単位認定のための教授会で意見を聞き学長が認定している(学則 第24条-2)。認定できる単位数は、人間と生活に関して12単位(6科目)まで、外国語に関しては5単位(5科目)までとしている。他大学の履修証明書(成績証明書、履修科目一覧表など)とシラバスを確認しながら、申請者と個別に面談して本学の該当する科目と同一と見なせるかどうかについて審査している。

本学のカリキュラムは、診療放射線技師学校養成所指定規則によって規定された教育内容を満たすように編成されており、すべての科目についての系統的かつ有機的な関係を重視しているため、教養教育科目以外の科目については、既修得単位認定の対象としていない。

3) 進級基準

卒業要件に関しては「4年以上在学し、127単位を修得しなければならない」(学則第27条)と学則に定め、学生便覧に記載している。このように本学でも単位制を採用しているが、専門科目を系統的かつ有機的に学修していくために、進級に関しては学年制を併用し、進級に必要な基準を満たさない場合には留年となることを「学年進級制限基準」に定めている。

「学年進級制限基準」では、実験科目を除いて必修科目が3科目を超えて不合格になるか、必修の実験科目の場合には1科目でも不合格であれば留年となる。また、実験科目、実習科目を除いた必修科目を対象としたGPA(Grade Point Average)値が1.3未満の場合にも留年となる。

GPAの計算式は以下の通りである。

GPA=

$$\frac{\text{「秀」} \times 4.0 + \text{「優」} \times 3.0 + \text{「良」} \times 2.0 + \text{「可」} \times 1.0 + \text{「不可」} \times 0.0}{\text{「秀」} + \text{「優」} + \text{「良」} + \text{「可」} + \text{「不可」}}$$

ここで、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」は、それぞれの評価がされた科目の単位数の合計である。なお、出席不足や定期試験を受験しなかったために不合格となった科目は「不可」として計算している。

進級判定に使用するGPAでは、実験科目、実習科目を除いた必修科目について計算するが、卒業時には全学年を通じて修得した科目について、自由科目、合否判定する科目、認定科目を除いて求め、総合成績順位を決め、上位3名を表彰している。

4) 卒業要件

「4年以上在学し127単位以上修得しなければならない」と学則(学則 第27条)に定め、学生便覧にはその内容を記載している。卒業要件を満たした学生は、教授会の意見を元に学長が卒業を認定し「学士(放射線技術学)」の学位が与えられる。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

本学では受講科目の系統性かつ有機性を重視するために学年制を併用しており、進級は、不合格科目数とGPAに基づいて判定している。検討した結果、GPAと診療放射線技師国家試験の合格率が、高い相関を示すことも明らかになっており、最近では、学生自身が学修の到

達成合いを知るための指針として GPA を利用する機運も高まっている。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1) 社会的・職業的自立に関する指導

学生は診療放射線技師の国家資格を得て、社会に貢献したいとの思いをもって入学してくるが、診療放射線技師という医療職を完全に理解しているわけではない。1年次前期に「診療放射線技術学概論」の科目を設け、診療放射線技師免許・医師免許を有した教員による講義を行って、診療放射線技師という医療職への理解を深める。入学当初から「望まれる放射線技師像」を明確にし、その後の学生生活4年間の過ごし方、および卒業後の社会人としての覚悟を含めて心構えを植え付ける。2年次では2週間の病院での臨床実習を行い、診療放射線技師の仕事を経験する。さらにその後も講義、実習、卒業研究、4年次では8週間の第一線の病院における臨床実習等を通して、診療放射線技師の医療職としてのキャリア教育は本学のカリキュラム中で十分に行われている。

就職・進学に関しては、大学事務局に就職課を置き、就職課長（専任職員）によって就職指導を行っている。更に就職・進学をサポートするために学内委員会組織として就職指導・支援委員会を設置し11名の委員（教員9名、事務職員2名）が就職指導する。就職指導は3年次後半の2月から開始され、次ページに示す「表 2-5-1 就職ガイダンス・スケジュール（平成27(2015)年度日程）」の日程で行っている。

スケジュール中の5. 施設別説明会、6. 就職相談会については、「京都医療科学大学学友会」（以下、学友会）の主催として本学内で行われ、在学生の就職活動をサポートしている。

学友会は本学の改組前の卒業生を含めて卒業生と教職員から成る組織で、レントゲン技術講習所開設翌年に発足している。綿々と受け継がれ、現在は京都医療科学大学学友会となっている。事務局本部は本学内にあり、北海道から沖縄県まで全国に24の支部を有する。また、定期的に「学友会だより」を発刊している。施設別説明会や就職相談会などを通して、在学生と卒業生の絆を強めるとともに、先輩会員の活躍を肌で感じることができるよう、在学生と交流している。

表 2-5-1 就職ガイダンス・スケジュール（平成27(2015)年度日程）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 就職説明会・就活ガイダンス	4月											
2 進路希望調査票	4月											
3 進路／個別面談	4月	5月										

4	応募書類説明会	5月																		
5	小論文・面接指導	6月	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
6	個人面接リハーサル	5月	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
7	就職相談会(学友会主催)	5月																		
8	就職斡旋(応募資料:添削・発送)	5月	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
9	求人情報メール開始	7月	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

2) 就職先施設へのアンケート調査の実施

平成 25(2013)年 3 月に、京都医療科学大学第 1 期生(平成 22(2010)年度卒業)、第 2 期生(平成 23(2011)年度卒業)の就職先に「本学卒業生の職場状況調査」を実施した。アンケート調査の目的は、就職先施設における本学卒業生の職場での評価、また、就職先施設の立場からの、本学の教育及び就職指導の評価を知ることであった。81 施設中 52 施設の回答があり、一定の評価を得ていることがわかった。今後更に検討を重ね、より質の高い卒業生を輩出する努力を重ねたい。

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

本学卒業に際しては、全員、国家試験を受験し、合格後は、診療放射線技師となることが前提である。そのため、入学当初から望まれる放射線技師像を明確にし、その後も講義、臨床実習、卒業研究などを通して、診療放射線技師の医療職としてのキャリア教育は十分行っている。学友会は、長い歴史と全国に支部組織を有しており、就職ガイダンスでも存在感は大きい。教員、職員からなる就職指導・支援委員会では、学友会とも協力しながら、学生の就職活動を支援し、成果を上げている。公益社団法人日本放射線技術学会、日本診療放射線技師会等での学友会員の活躍は、学生の良い手本・目標となっており、引き続き現体制を維持・発展する。

1・2 期生の就職先及び本人に対して行ったアンケートでは、社会の求めている事項と本学の教育課程とのギャップもわかり、今後の教育改革・改善への参考として活用する。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

1) 診療放射線技師資格の取得

当学科では卒業要件を満たした卒業生には、診療放射線技師国家試験の受験資格が付与される。受験資格を有する卒業生全員が、診療放射線技師国家試験を受験しており、新卒者の国家試験合格率は、全国のデータより高い成績を維持している（表 2-6-1）。

表 2-6-1 診療放射線技師国家試験の受験者、合格者数と合格率

	平成 26(2014)年度			平成 27(2015)年度		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
本学新卒者	88	69	78.4	86	76	88.4
全国受験者	2,839	2,094	73.8	3,016	2,377	78.8

*全国受験者のデータは、厚生労働省公表の値（既卒者含）

留年者を増やすことなく、高い国家試験合格率を維持することを目標に、総合試験委員会が中心になって学生の指導を行っている。

4年次後期には、国家試験に関係する専門科目担当の教員が総合演習〔4単位〕を実施している。さらに4年次には国家試験形式の模擬試験を合計7回実施した。また、4年6-7月の臨床実習期間中の土曜日は臨床系科目の補講を、国家試験直前の1-2月には模擬試験の成績不良者及びあと一步の学生に対して特別補講を行っている。

4年次終了時におけるアンケート結果をみると、本学の教育内容・方法および学習指導は問題ないと思われる（表 2-6-2）。本学の国家試験に対する対策についてみると平成 26・27年度ともに90%弱の学生が（とても満足・満足）と回答している。

表 2-6-2 国家試験対策に関するアンケート

アンケート内容	とても満足	満足	少し不満	不満
国家試験対策	10・23	74・64	13・12	3・0
教育内容、カリキュラム	10・16	68・77	23・7	0・0
教員との関係	37・41	58・56	5・4	0・0
大学生活のサポート	14・15	67・68	17・16	1・1
大学生活全般	18・30	67・66	14・4	0・0

*数字は平成 26 年度%・平成 27 年度%

1) 第1種放射線取扱主任者資格の取得

一部の学生は、放射線管理を行う国家資格である第1種放射線取扱主任者試験を受験する。就職の条件としても有利な資格で、施設によってはこの資格保有者を優先して採用する。このため4月から8月までの5ヶ月間に及ぶ特別の講座を設け、希望者を対象に指導する。3年次から4年次まで毎年40~50名の受講者があり、数名が合格している（表 2-6-2）。担当する教員は有志者が無償で、行っている。在学中に合格できなかった卒業生も、就職した後に毎年数名が第1種放射線取扱主任者試験に合格している。

表 2-6-2 第1種放射線取扱主任者試験合格者数

	平成 24(2012)年	平成 25(2013)年	平成 26(2014)年	平成 27(2015)年
第1種放射線取扱主任者試験合格者数	7	16	7	9

3) 就職

これまでの3年間で、卒業生は診療放射線技師免許を取得後、全員が就職している。就職

先は圧倒的に医療機関が多い。本学は、長い歴史を有する伝統校であり、求人数は卒業学生数の10倍以上と多く、就職環境は極めて恵まれている（表 2-6-3）。

表 2-6-3 卒業生の就職状況

	求人施設数	求人数	卒業学生数	国家試験合格者数	就職者数	大学院進学者数
平成 25(2013)年度	770	1,587	84	72	72	0
平成 26(2014)年度	666	1,403	88	69	69	0
平成 27(2015)年度	665	1,278	86	76	76	0

本学には大学院が設置されていないために、大学院への進学希望者については各大学院からの入学案内を掲示すると共に、教員による進学先の選択などの相談に応じている。しかし大学院進学者は少なく、過去5年間では平成23(2011)年度に1名名古屋大学大学院医学系研究科に進学している。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学ではシラバス作成、授業の進行状況、また学生の達成状況を把握するために、FD委員会が中心となって行う「授業アンケート」をはじめとする種々の工夫を行っている。

実験・実習科目を除く全科目について学生に対して「授業アンケート」を、講義の中期および学期末に実施して、教育内容・方法及び学習指導などの改善に結びつけている。その結果は、学生掲示板に掲示している。この他、学生には、「学生生活アンケート調査」、「就職懇談会」、「国家試験後の満足度調査」などを実施している。

また平成24(2012)年度からは、「人のふり見て我がふりなおせ」をスローガンに、教員が他教員の講義を参観してその授業方法についてコメントし、参観結果を各自の授業の改善につなげる取組を始めた。

不定期であるが、FD講演会としてFD活動に明るい講師を招請して学内で講演を行っている。教員の全員参加を原則としている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

本学における教育目的の達成状況は、国家試験合格率に反映される。この3年間で、国家試験合格率は、全国のデータを上回る成果を出してきている。（表 2-6-1）。さらに、中長期ビジョンでは、現役合格率95%以上と数値目標を設定した。今後この指標達成が教育活動の中心の一つとなる。一方で、大学に求められている課題である、学士力の向上については、学生に合わせた個別化した教育が必要になる。例えば、3年次前期から始まる総合研究のグループを活用して、少人数でのきめの細かい指導を行うこと等も手段として考えられる。教育内容・方法及び学修指導等の改善については、授業アンケート、授業相互参観などを実施しているが、実施後の評価を教育の改善につなげる具体的な仕組みを模索している。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導

学生生活全般に関わる学生支援サービスは、「事務課総務係」、「事務課教務係」、「就職課」が一体となり、学生の課外活動や、学生生活の向上へのサポートを行う。ここでは、保険業務、奨学金業務、証明書発行業務、相談業務、休学学生、退学学生、留年学生の学生管理、就職相談などを行っている。

学生を支援する教職員の組織である「学生委員会」は、学長から指名された教員と、事務課長、就職課長、総務係長、事務職員の計 11 人によって構成される。本委員会は、定期的開催し、学生全般に関わる案件について、情報の共有および討議・審議を行い、厚生補導に関する適切な対応を行っている。

学生を少人数毎に支援するため「担任制」を取っている。学生約 10 名に対して 1 名の教員が担任にあたり、入学から総合研究が始まる 2 年次までの期間を担当する。3 年次前期からは必修単位として設定している「総合研究の担当教員」が引き継ぐ。担任教員は、学長の方針に基づき学生を指導するとともに、学生の相談にのるなどの支援を行っている。

2) 健康相談、心理面における支援、生活相談

毎年 4 月には、全在学生対象に健康診断を実施している。健康診断項目は表 2-7-1 のとおりである。

表2-7-1 定期健康診断項目

	項目	方法・詳細など		項目	方法・詳細など
1	身長		6	尿検査	尿一般、糖・蛋白の有無
2	体重		7	血液検査	貧血・白血球分類
3	視力		8	胸部X線検査	1年・4年次のみ
4	聴力	会話法	9	診察	
5	血圧				

なお、本学は放射線を扱うため、実験実習を受講する学生に対しては、電離則第 56 条に基づく検査項目も必要である。

健康面における対応については、学内に AED を設置し、教職員、学生を含めた本学構成員全員を対象とする「救急救命訓練」を実施している。また、保健室を設け、外傷や病気への対応を整えている。保健室には専属の職員は常駐してないが、医師である教員 4 人、カウンセラーである心理学担当教員 1 人が必要に応じて対応している。喫煙については、学内、周辺地域、最寄り駅までの範囲を禁煙と定め実施している。このため、禁煙セミナーと薬物乱用防止教育を 1 年次学生対象に年 1 回実施し、ホームルームなどでも教育と指導を随時行っている。

心理面における支援については、学生の健康や悩みに対処するため、「学生相談会」を設置している。学生相談会には、教員5名と職員2名の計7人が参加している。5名の教員には、専任職員（心理判定員）として、医療機関での勤務経験のある心理学担当教員1名が含まれる。学生相談会では定期的に会議と勉強会を開催し、勉強会の学習成果を反映させつつ、実際の個々の事例を慎重に扱い、解決に向けて努めている。学生相談の実施、学生相談に関する勉強会、学生の授業出欠の管理、注意学生への声掛け、欠席の多い学生の指導、保護者への連絡、保護者を交えた三者面談などのサービスを行っている。

学生相談会の活動として、悩んでいる学生を支援するため学生相談箱を設置している。ポストは、本館1階エレベータホールに設置し、対人関係やハラスメントの相談を受け付けている。投函された相談用紙は鍵のかかる状態で管理され、一般の目には触れないようにしている。学生相談箱の担当事務員は、適宜、相談箱を開き、学長、事務局長、心理学担当の教員、学生相談員である事務員に連絡する。

学生相談は学生相談箱によるものの他に、相談室への直接の来訪、各教員からの紹介などがあるが、学生相談会で出欠状況など定期的に行う会議で確認し、学生相談会側からアプローチすることもある。学生相談会側から学生へのアプローチは能動的な取り組みであることが特徴で、声掛け、欠席の指導、見回り、保護者への連絡、三者面談などで対応する。

心理面の個別相談（カウンセリング）は、相談にあたる側に専門性及び秘匿性が要求されるため、上記の心理学担当教員が、カウンセラーとして行っている。心理面の個別相談は、平成26年度に20名155件、平成27年度に20名145件が実施されている。

3) 経済的支援

災害や家計急変などで、経済的に修学困難になった学生に対して、奨学金支給や授業料納付の免除、分納の仕組みがある。奨学金の貸与を受けている学生の9割以上が、日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている。このほか、本学独自の給付型の奨学金制度がある。

4) 課外活動支援

①学校行事による支援

学校行事として、「近畿地区診療放射線技師教育施設学生体育大会」（西宮市・参加5施設持ち回り）、「研修旅行による工場または施設見学および日本放射線技術学会・国際医用画像総合展（機器展示）への参加」（東京・横浜市）、「解剖実習見学の実施」（愛知県・愛知医科大学解剖学教室）、「島津製作所創業記念資料館および工場の見学」（京都市）、「レントゲン祭への参加」（京都市・島津製作所）などがある。

②学生自治会への支援

学生の自治組織である「学生自治会」が、年間行事である「学長杯スポーツ大会」、「新入生歓迎会」、「大瑠璃祭（学園祭）」、「クリスマスパーティ」を主体となって実施している。これらの計画から実施、反省会までの各段階で、学生の求めに応じて、教職員が支援している。

③クラブ活動、同好会の支援

学生の自主的活動を支援するため、グラウンド、体育館、教室を放課後に開放している。

クラブ活動は、本学の学生で組織する団体に対し、毎年審査の上、活動を認めている。クラブの顧問には教職員があたり、学生がクラブを円滑に運営できるように、学生の自主・自立の育成を目指して、指導・助言を行っている。なお、平成 27 年度後期～平成 28 年度末まで新棟建築のため体育館が使用できなかった。代替施設を南丹市内に確保し、クラブ活動の継続支援を行なった。

④バーベキュー

本学内に設けられたバーベキュー施設は、「新入生歓迎会」、「クラスの交流会」、「学長杯スポーツ大会」など様々な機会に、利用されており、学生同士、教員と学生との親睦を深める場となっている。卒業生にとって、後に学生時代を振り返ると、バーベキューは学生生活で最も印象深い思い出となっているようである。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生意見箱を設置し、学生は要望事項や学生生活での相談ごとを意見書のかたちで投函する。学長、学生委員長、教務委員長、事務局長、事務課長で学生意見箱を開き、学生の意見に耳を傾けている。

生活相談面については、毎年実施する「学生生活アンケート」により把握・分析している。学生の生活相談には、事務課も含めて、教職員の総力を挙げて支援している。

1) 学生生活の調査

学生生活の調査は、年に 1 度実施するアンケート調査で把握に努めている。アンケート内容は、住まい、通学、勉強、課外活動、友人関係、奨学金、アルバイトなど多岐にわたる。

2) 学生の意見・要望

小規模大学なので教職員と学生の距離が近いが、さらに学生からの要望や学生生活に関する意見を、学生意見箱で随時受け付け、学長、学生委員長、教務委員長、事務局長、事務課長で検討している。要望は安全、安心、利便に関する他、授業に関する事、教員に関する事等多岐にわたる内容である。これまでも、学生の意見に耳を傾け、ハード、ソフトの両面で、数々の改善を実施してきた。最近では、自転車の貸出しや休憩室の設備の充実、施設利用時間の延長に加え、日祝日の施設利用など実施した。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

今後、学生が主体的に活動できる環境について検討を行い、学生のニーズに合致した適切な支援をしていく。学生の課外活動をよりいっそう活発にするため、学生生活の把握と分析に努め、教職員から学生に具体的なアドバイスをするとともに、環境面でもさらなる整備を行う。

平成 26 年度には、中長期ビジョン目標のひとつである、学びやすく自修意欲がわく学内環境の整備に従い、新校舎建築を含む校舎整備計画を理事会で承認した。新校舎建築は平成 27 年 7 月に着手し、完成は学園 90 周年にあたる平成 29 年 5 月である。

また、学生団体活動への継続的で有効的な支援を行うため、学生委員会は、各団体と時間

をかけたコミュニケーションを実施するための定期的な会合を設ける。

各団体と時間をかけたコミュニケーションを取って、学生委員会が主体となって 学生たちと一緒に考える。

学生相談においても、カウンセラーに任せっきりになるのではなく、教員全員が学生の相談に、適切かつ柔軟に対応できるよう、知識と理解を深めていく。このためには、学生相談会のメンバーが中心となって、勉強会、報告会や検討会を開催し、学生相談にて経験してきた事例について、教職員間で共有し、検討する場を作り、さらにより良い結果が得られるようにする。また、学内では抱えきれない問題に対しては、外部に相談できる公的機関、医療機関とのネットワークを構築する。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の教員は、平成 27(2015)年度の状況は、学長を含め 21 名の専任教員と 35 名の非常勤講師、及び病院で臨床実習を担当する 50 名の臨床教授・臨床准教授・臨床講師など臨床実習指導教員よりなる。実践能力の高い教員を確保・配置し、本学の理念、教育目標を達成すべく編成したカリキュラムにのっとり、専門教育、教養教育を実施している 18 名の専任教員が放射線による医学・医療についての専門科目を担当している。そのうち、8 名が診療放射線技師、4 名が放射線科医師で、また 8 名が第 1 種放射線取扱主任者免許を有している。専任教員の多くは年齢 50 歳以上と、教育研究や実務経験豊富な教員が多い（表 2-8-1）。

表 2-8-1 専任教員の年齢構成（教員数） 平成 28(2016)年 4 月 1 日

30 歳以下	31～40 歳	41～50 歳	51～60 歳	61～70 歳
0	2	5	5	9

1) 教養教育科目

教養教育は、英語、心理学を専門とする 2 名の専任教員を中心に、9 名の非常勤講師と、専門基礎および専門科目を専門とする専任教員により、教養教育科目を担当している。「科学的思考の基盤」や医学英語を教授する「医学英語ⅡB 外国語」などは、複数の専任教員が得意とする分野を分担し、持ち味を生かした授業に特徴がある。本学のような規模の小さい単科大学では、教養教育に十分な教員を配置することはなかなか難しいが、このように、教員が各自得意とする分野を持ち寄り、教養教育分野の教育指導を担保する。

2) 専門基礎科目

多くが必修科目である。専門基礎科目のうち「生命・医療倫理学」、「病理学」、「衛生学・公衆衛生学」、「看護学概論」、「医療安全管理学Ⅰ（感染防御）」は、非常勤講師が担当しているが、これらを除いた科目を平成27(2015)年度では15名の専任教員が担当した。

専門基礎科目のうち、医学に関する科目群は、診療放射線技師として必要な医学的基礎知識を教授する科目群である。一方、理工学的基礎及び放射線科学に関する科目群は、放射線技術学分野の著しい進歩を支える基礎的知識を教授する科目群である。これらの科目群の教育は専任教員が担当し、本学の教育目標のひとつである高度な放射線を利用した医療の発展をになう人材の育成を行う。また、この科目群に医療情報学を設置し、医療情報学を包括した放射線技術学の今後の展開を見据えた教育を行っていることも本学のカリキュラムの特徴のひとつである。一方、「放射化学実験」、「放射線計測学実験」および新カリキュラムで始まるに含み「専門基礎科目実験」は専任教員2名がオムニバス形式で担当する。

3) 専門科目

必修科目が多くを占める。平成27(2015)年度では、18名の専任教員と3名の兼任教員が担当する。「診療画像技術学」、「核医学検査技術学」、「放射線治療技術学」、「医用画像情報学」、「放射線安全管理学」に関しては、その分野の研究および教育、臨床において実績のある専任教員が担当する。また、それぞれの科目群に特論科目（選択）を開講して、その分野の最先端技術、研究等を教授している。「画像機器工学特論（選択）」は、診療放射線機器メーカーからの非常勤講師により診療放射線機器の開発現状を教授している。「診療画像技術学実験Ⅰ、Ⅱ」、「医用画像情報学実験」、「放射線安全管理学実験」、新カリキュラムに含まれる予定の「専門科目実験Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、それぞれ専任教員4名～2名がオムニバス形式で担当する。

4) 総合科目

「総合研究」は、すべての専任教員が担当する。「総合演習」は、専門科を担当するすべての専任教員が担当する。

5) 臨床実習

臨床実習委員会のもと、「診療画像技術学」、「核医学検査技術学」、「放射線治療技術学」の臨床実習にそれぞれ2名の専任教員を学内担当教員としてあて、さらに臨床実習病院放射線部にて診療放射線技師の医療職にある指導職員を臨床教授、臨床准教授、臨床講師に任命し、臨床実習教育を行っている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の新規採用に当たって公募を原則とし、本学が指向する研究・教育分野において、高い実績を有し、かつ本学の建学の精神を深く理解する人材の採用を意図している。また、昇任に当たっては、業績の評価とともに、建学の精神や教育理念達成に向けての貢献度の評価、

人物評価を行い、大学設置基準 第4章に示されている資格基準を満たしているかの審査を任用教授会にて行う。昇任人事は、同時に教員のモチベーションを高めることも意図して行っている。

1) 教員の採用・昇任規定と運用

採用に当たっては「専任教員任用規程」に加え、平成20(2008)年6月23日の任用教授会にて制定された「教員選考内規」にしたがって選考する。選考委員会は教授職にある専任教員から選任された若干名の選考委員で構成される。候補者は選考委員を含む本学教員に対し、約30分間程度の講演と質疑応答を行う。任用教授会にて審議した結果を受けて学長が候補者を決定し、候補者が決まれば、学長が常務理事会に具申し、理事長が採用する。

職位の昇任については「教員人事に関する申し合わせ」により、大学設置基準第4章規定の資格を満たす教員につき、教育歴および研究歴と本学への貢献度を勘案し、学長が任用教授会の意見を聴き常務理事会に具申し、理事長の承認を得て決定する。

非常勤講師の任用に当たっては、教育歴、研究業績の確認、及び専門分野と講義科目との関連性だけではなく、授業内容（シラバス）についても概要を提示し、了解を条件に、任用教授会にて審議し、専任教員採用と同じ手続きを経て委嘱している。

2) 教員の資質向上への取組み

FD委員会が教員の資質向上に取り組んでいる。学生による「授業アンケート」は、中間の時期の「中間期」のアンケートと学期末の「学期末」アンケートの2通り実施しているが、その後、適切なタイミングについては、検討を重ねている。当初は、記名式ではなかったこともあったため、自由記述欄に授業アンケートの目的と乖離する事柄がしばしば記載されていた。そこで授業の改善に役立つ、責任を持った建設的な意見を求めて、平成23(2011)年度から記名式にした。

「中間期」のアンケートは、担当教員への講義技術（声の大きさ、スライドの見やすさなど）に関する要望、学生自身の講義に対する自己評価（講義への興味・関心、授業への集中度など）、使用教材への評価などが項目として盛り込まれている。要望としては、声を大きく、聞き取りやすく、板書の文字を読みやすく、講義をゆっくりして欲しいなどが多い。また自己評価では予週・復習の不十分さなどであった。

中間期のアンケートの目的には、その結果を引き続いて行う後半の授業に反映させることがあったが、選択式のアンケートでは具体的対応ができ難いことや、集計など処理の遅れもあり、フィードバックが十分に行えなかった。そこで、平成24(2012)年度からは、反省を踏まえて、選択式のアンケートでは止めて、要望や評価できる点について具体的に、分かり易く、簡単な文で、記述してもらうことにした。出された学生からの要望を速やかに担当教員、FD委員長、学長に伝え、引き続く授業において対応可能な点については速やかに実施できるように改善された。

「学期末」アンケートについては、逐年比較を可能にすることもあり、従来のアンケート項目を使用している。ただ、当初は5段階評価で、平均点も求めていたが、結果を教員の対応に反映しにくい点、評価3の位置づけが困難であるなどの問題点があり、平成23(2011)年度から、a強く思う、bそう思う、cそう思わない、d全くそう思わない、とし、平均ではな

く評価の分布によって改善点を探るように改めた。また、「授業に満足している」かどうかと言う回答とどの項目と相関があるかについても分析し、「学生がその授業に何を求めているか」を明確にすることにした。

なお、必要な項目は踏襲しつつ、要点を絞った答えやすいフォーマットをを検討し、平成25(2013)年度前期からフェイススケールを採用した新しいフォーマットを採用した。

これら、授業アンケートは、現在、実験と実習科目を除いた全科目について実施している。

平成24(2012)年度からは、教員間での相互授業参観を取り入れた。批判でなく、良いところを参考に参観者が、自らの授業のやり方の参考とするための活動である。授業参観の実施状況は、FD委員長から教授会で報告している。

「授業アンケート」の4段階の評価や、「授業参観」などの結果からも、本学におけるFD活動は教員の資質向上への取り組みの一つとして役にたっていると考えられる。これらの取り組みが、留年・退学者数の減少、進級率の改善、国家試験合格率の向上など、学業成績の向上により評価されるまでにはまだ時間が必要である。

関西地区FD連絡協議会の活動に積極的に参加し、これを受けて、学内のFD活動を組み立てている。FD活動に関連した行事や研修会の案内は、全教員に配信し、参加を促しているが、参加報告までは義務付けていないため、実績は把握できていない。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育の「科学的思考の基盤」は5名の専任教員が担当している。この5名の専任教員は専門基礎および専門科目も担当している。このことは、本学の教育目的である医療人としての高度専門職業人養成のための教養教育を行う上でも適している。また、人文科学、社会科学、自然科学の3群からなる「人間と生活」全11科目は、専任教員6名と非常勤講師5名が担当している。「外国語」は5名の専任教員と4名の非常勤講師が担当している。この非常勤講師4名のうち、2名は英語担当のネイティブである。このような構成で、教養教育分野の教育指導の確実性を担保する。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

教養教育をさらに充実させるために、科目として選択範囲が少ない「人間と生活」自然科学系科目を増やし、全体的なバランスを補う必要がある。さらに、特に選択科目の間での履修者人数の偏りが問題となっており、前・後期を通じて安定した履修者数を確保できるよう、時間割や履修要件の検討が必要である。

現在、FD活動として、教員の資質向上を目的に教員同士の授業参観を行い、当初は前・後期、少なくとも全教員各1回の参観を目標としていた。これをさらに充実させるため積極的に授業参観の機会を増やすとともに、FD委員会より2ヶ月に1回はその成果を教授会で報告をするようにしていく。

教員の新規採用は、原則として公募にて行っている。新規採用に当たっては、教育・研究に対する実績と、今後の抱負について記述したものを提出すると同時に、選考委員会の主催する講演会で、口頭にて30分のプレゼンテーション、質疑応答を行い、候補者について評価している。プレゼンテーションは候補者の研究者としての背景と講義力をみるためのものであるが、「学生に対する講義」は教員としては重要な能力なので、「実地に、学生に対して担

当科目の模擬講義を行う」などを含め、検討しなければならない。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎および施設、設備等の教育環境については、定められた基準を十分満たすとともに、教育目的達成のため定期的な保守点検を行い適切に整備されている。それぞれの整備状況および運営・管理状況は以下のとおりである。

1) 校地

敷地面積 19,159 m²が丘陵地に確保され傾斜地が多いものの、大学設置にあたり必要な施設は確保できている。

2) 校舎

建物は、本館、1号館、2号館の3棟を有しており、建物延床面積は6,599 m²である。この面積は設置基準の5,322.2 m²を十分満たしている。保有する教室・実験室・研究室の一覧を表2-9-1に示す。1号館1階、3階、2号館1階に配置した休憩室は、無線LAN設備もあり、また給湯器、自動販売機も設置されており、学生の休憩、だんらん、自習に自由に使っている。また、教室、マルチメディア教室、コンピュータ室については、授業を行っていない限り自由に学生が使用できる。多目的ホールは、本館5階の人の出入りのない場所にあるため、防犯上使用は許可制としている。特に、マルチメディア教室、コンピュータ室では、インターネット検索やプリンターも自由に使用できるため、学生はレポートの作成、課題の調査などに使用している。実績数字は把握していないが、学生の利用率は高い。

表2-9-1 校舎と施設・設備の配置

	階	施設・設備
本館 (A 棟)	1 階	事務室、学長室、理事長室、会議室、就職相談室、学生相談室、保健室
	2 階	図書館
	3 階	教室(2)、マルチメディア教室、情報研究室
	4 階	教室(3)、教員研究室(6)、
	5 階	多目的ホール
1号館 (B 棟)	1 階	休憩室1、生物化学実験実習室、会議室、第2研究室 (RI)、ガンマカメラ室、汚染検査室、放射線計測実験実習室、写真实験実習室、第1研究室 (MRI)
	2 階	教員研究室(9)、講師室(2)、共同研究室、教員控室、第1X線実験実習室、第2X線実験実習室、第3X線実験実習室、第3研究室、第4研究室、第5研究室
	3 階	教室(5)、コンピュータ室、診療画像実験実習室、工作室、休

		憩室 2、電気実験実習室
2号館 (C棟)	1階	休憩室 3、教室(1)、学生自治会室、体育館
	2階	教室(1)

尚、創立90周年記念事業として、平成28年度～29年度にかけて、新棟建築および新棟建築にともなう学修環境の整備を行う。平成25年に定めた中長期ビジョンの目標項目である「学びやすく、自修意欲がわく学内環境を整備する」を達成するため、老朽化した体育館等の改築とともに校舎全体の整備を行うこととし、2号館(C棟)を取り壊した上で、5階建ての新棟を建築、さらに1号館 (B棟) の改修を行う。1号館には学生食堂も設置する予定である。

3) 図書館

① 図書館の概要

本学には独立した建物としての図書館棟はなく、図書館として本館 2 階の全域 657.34 m² を占める。図書館内には開架書庫、閉架書庫、雑誌書棚、AV 機器、検索システム、閲覧座席数 60 席が有る。蔵書は専門学校・短期大学時代に登録・所蔵されたもの 10,610 冊、大学開設設置計画で購入したもの 2,312 冊、その他年度ごとの図書予算で購入したもの、製本雑誌、寄贈を受けた書籍など、合計 18,427 冊（平成 27(2015)年 5月 1日現在）の蔵書を有する。その他に視聴教材も所蔵している。図書委員会が購入図書を選定している。学生からの購入希望図書を募る制度もあり、平成 27(2015)年度は 4 冊であった。

年間図書館予算は、平成 23(2011)年度から平成 27 年度まで毎年 300 万円の図書購入費が充てられている。購入図書の選定は、各教員の申請を受けて図書委員会が検討し、購入を決定している。この他に、教員各自が個別に必要なとする場合、図書委員会を通さずに個人研究費より購入している図書・書籍等があるが、これらも図書館に属する。また、6 タイトルのオンラインジャーナルを購読しており、学内で利用可能である。教員や学友会員などから、図書の寄贈が、平成 27 年度は 249 冊あった。なお、図書廃棄システムはない。

司書は専任職員（契約職員）1 名と専任ではない職員 1 名が配属されている。

② 図書館の維持・管理・運営

図書館の管理・運営は「京都医療科学大学図書管理規程」および「京都医療科学大学図書委員会規程」にて行っている。

図書館管理システムを導入している。管理業務の充実を図るとともに、蔵書のデータベースによりオンラインでの蔵書検索が可能である。館内に利用者用検索端末 4 台を設置し、利用者の情報検索を支援している。

また、学内無線 LAN の利用申請受付を図書館で行っている。本環境では、学生が持参した無線 LAN 機能を持つノート型パソコンや携帯情報端末 (PDA) などを利用して、インターネットに接続することが可能である。最大 54Mbps の通信速度 (IEEE 802.11a/b/g) を提供している。

③ 図書館の利用状況

A. 教員の利用状況

本学の蔵書は放射線医学の教育・研究・診療を中心に、人間・生命科学・医療に関して広

く多岐にわたる分野を内容としている。教員には担当分野に関する図書を優先的に整備し、授業・卒業研究に必要とする図書（シラバス等で指定された参考書を含む）は、教員から申請を得て、購入・充実させている。

B. 学生の利用状況

3年次の総合研究や実験科目の「実験のレポート」をまとめるために利用する学生も多くなっている。しかしながら、書籍の貸出数は十分とはいえない。授業に関連する参考図書は授業科目を指導している教員を通じて整備している。学生からは、専門図書以外にも一般図書についても要望を受け付けている。図書館のスペースは、定期試験や国家試験に向けての勉強にも利用されている。

C. 図書館利用者数

図書館の利用者数は徐々ではあるが、増加している（表 2-9-2）。

表2-9-2 図書館利用者数

年度	平成25 (2013) 年度	26 (2014) 年度	27 (2015) 年度
学生利用者数 (延べ人数)	18,201	16,621	19,689

D. 開館時間延長

学生からの要望を受け、試みに、平成 24 (2012) 年度に定期試験前、及び試験期間中に開館時間を 19 時 30 分まで延長したところ、1 時間の間に平均して 15.4 人の利用があった。このこともあり平成 25 (2013) 年度からは本学の校舎全体の学生の最終利用時間を、これまでの 18 時 30 分から 20 時 30 分に延長した。これに伴い、図書館の利用時間も 20 時 30 分までとした。

E. 図書貸出

表 2-9-3 平成 25 (2013) 年度以降の貸出し冊数、貸出者数の推移

	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度
貸出冊数	918	857	879
貸出者数	606	582	611

利用者数は順調に増加しており、引き続き、図書館機能の充実をはかる。

4) コンピュータネットワーク環境

① PC (Personal Computer) の設置状況

マルチメディア教室には PC 端末 52 台、コンピュータ室には PC 端末 51 台、合計 103 台の PC 端末を設置している。これらの端末は、どの端末でも同じ環境で利用できるようになっている。各教室の利用時間は、月曜日～金曜日は 8:40～20:30、土曜日は 8:40～16:30 である。講義で利用されている場合を除けば、学生は利用時間内であれば自由に利用できる。

本館の各教室には、講義用 PC 端末を教卓内に設置し、教員が個人用 PC を持ち込まなくても講義ができるように整備している。

② ネットワーク環境

学内ネットワークの基幹部分はギガビット通信環境を整備し、学内 LAN に接続されている端末の一部は 1Gbps の通信が利用できる。

学外からのアクセスは、ファイアウォールを設置してアクセスを制限している。学外からアクセスされるメールサーバ・ウェブサーバ・ウイルス検疫サーバは、DMZ (DeMilitary Zone) 領域に設置し学内 LAN (Local Area Network) と切り離して運用している。

学内 LAN には、ファイルサーバ、医用画像保存用サーバ、英語 e-learning サーバなどのサーバ群と上記マルチメディア教室及びコンピュータ室にある 103 台の PC 端末が設置されている。事務課 LAN には、教務・総務関連のシステムと事務課職員の端末が設置され、事務関連業務専用のネットワーク環境となっている。

③ 学生への提供サービス

A. メールサービス

学生全員にメールアドレスを発行し、学内でも自宅からでもメールを送受信できるウェブメールサービスを提供している。また、メールの転送サービスも提供し、各個人が所有しているメールアドレスに大学に届いたメールを転送することも可能である。

B. SSL-VPNサービス

自宅などの学外から学内 LAN に接続するために SSL-VPN サービスを提供している。学生は、自宅からでもファイルサーバのデータの閲覧・更新や英語 e-learning 教材の利用が可能である。

C. 無線LANサービス

学生の利用申請のもと、学生が所有するノート PC やスマートフォンなどを学内無線 LAN 環境に接続できるサービスを提供している。

④ 主なセキュリティ対策

ファイアウォールを設置し、不要な通信ポートを閉じて不正なアクセスを排除している。コンピュータウィルスの感染を防ぐための対策として、設置した端末にウイルス駆除ソフトを常駐させている。また、メールなどの通信には、DMZ 領域に設置したウイルス検疫サーバで検査した後利用者の端末に届く仕組みを取り、検疫サーバと駆除ソフトの二重検疫により感染防止に努めている。

ファイルサーバへのアクセスは、利用者（学生・教職員）毎にアクセス権を設定し、アクセス制御を行っている。

5) 医用画像教育環境

実験室に設置されている様々な医療画像機器、検像端末、医用画像保存用サーバ、マルチメディア教室・コンピュータ室に設置された学生用端末をネットワークで接続し、医療画像機器から出力された画像を学生用端末から閲覧できるような環境を整備しており、主に実験実習講義で利用されている。

6) 学習管理システム

moodleをベースとしたLMS(Learning Management System)を整備し、講義教材の提供・実験実習の進捗管理・レポート管理などに利用している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

定員 80 名であるが、実入学者数は 90 名程度である。留年生の数を加えると最大 100 名程度の収容ができる教室が必要であり、現在 4 教室が確保できている。また少人数の同時教育のため、50~60 人規模の教室も 7 室あり、授業への支障はない。受講生が 110 名以上になる場合や、グループワークを行う場合、定期試験のように机間隔を広めに確保する場合などは、多目的ホールを利用することにしており、授業や定期試験に支障はない。

(3) 2-9 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、出席管理を厳しく行っているが、その方法は、座席指定で教壇から俯瞰して空席を欠席者とする方法である。この方法では、最大受講者数に合わせて学生机などの整列が必要で、留年生や聴講生の聴講など柔軟に対応することに制約がある。カリキュラム改革に合わせて、校舎の再整備計画の中で、教室広さや、出欠管理方法などさらに検討していく。

また、最近の医療現場での医療情報や医用画像の多様化高度化に伴い、医療系の大学においてもこのような IT 化に対応した教育が求められるようになってきている。特に放射線分野では、IT 技術を使った診療の進歩が速く、本学として学生が新しい機器に接し、進歩した技術を獲得できるような環境を整える必要がある。医用画像の分野では、デジタル医用画像を閲覧可能なシステム (PACS) を導入し、学生が自由に使える環境を整えている。今後は、さらに進んだ画像処理が学べるシステムも導入していく。本学には、大学に附属した医療施設がないので、学外の医療施設や教育施設と連携して教育症例画像の収集にも引き続き努力を続けていく。本学内のマルチメディア教室の整備は、この流れに対応したシステムに適宜更新していく。

図書館の蔵書については、放射線診療の専門書や医学一般の専門書の充実を引き続き進めていく。医学図書も基礎医学から臨床医学まで幅広い蔵書を進める。また、一般教養や社会学など医療人として備えたい分野の図書についてもさらに充実していく。

オンラインジャーナルについても、利便性があり、今後購読数を増やしていく。

[基準 2 の自己評価]

平成 19(2007)年の 4 年制大学開学以来、一定の受験者数、入学者数の確保が出来ている。カリキュラムを平成 23(2011)年度から改正したが、新しい教育課程に則した実践能力の高い教員を配置している。

授業方法に関しては、各教員が「授業評価アンケート」、「授業相互参観」などを参考に工夫、改善しており、その成果が出つつあるが、さらなる留年者数・退学者数の減少、国家試験合格率を改善し、教育の質の向上に結び付けたい。

キャリアガイダンスについては、診療放射線技師を志す学生のための単科大学のため、十分に行われており、診療放射線技師の資格を得た卒業生(予定者)の就職についても日本で最も

古い伝統校という長所を生かして、比較的満足すべき環境にある。

放射線技術学科に特化しているため、教育研究設備計画に混乱はなく、学科間の予算折衝も必要がない。このことは本学の特色であり、学生は新しい放射線機器を学内あるいは臨床実習において、専門教員の指導のもとに自由にのびのびと実習できている。このことにより、卒業後の就職臨床現場で医療機器の時代間の格差を感じさせない環境を維持できている。

図書館、コンピュータネットワーク環境は整備されている。無線 LAN 環境や学生が自由に使える PC なども整備されている。しなしながら、IT 技術は日々進歩しており今後も継続的な改善が欠かせない。学内からアクセス可能なオンラインジャーナルは少数であるが継続して購読している。今後は、必要に応じて購読数を増やしていく必要がある。

一般教室、図書館、マルチメディア教室、コンピュータ室、ミーティング室、臨床現場でのデジタル化・フィルムレス化に応じて、学内にも臨床仕様の PACS (画像保存参照システム) を導入している。学生が学内 PC からこのシステムにアクセスできる環境が整えられている。学生が実習で作成した画像の保存閲覧が可能である。また、教育用画像として協力施設から貸与された画像の閲覧が可能になっているが、今後はこのような教育用画像を充実させていく必要がある。そのために、協力施設との連携が重要になる。

一方で、学生からロッカー室の設置、食堂の設置等の要望があることに鑑みて、中長期ビジョンに校舎の利用計画、及び環境整備計画の策定をあげており、創立 90 周年記念事業として実施する新棟建築および新棟建築にともなう学修環境の整備の中で実現する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学の運営・経営に関しては、「学校法人島津学園寄附行為」に基づき、理事会を最高意思決定機関とし、理事長が学校法人の代表者として執行業務を総理する。理事長の業務執行に関しては、理事会の決議のほかに、稟議に関する規程、経理に関する規程や諸々の規程に基づいて実施している。理事、評議員、監事の選任は、「学校法人島津学園寄附行為」に基づき適切に行われている。監事の業務監査、監査法人の会計監査も適切に行っている。経営の

規律は保たれ、誠実に執行しており、維持・継続性に問題はない。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現に向け継続的に審議するため、教学部門においては、教授会を月1回定期的に開催し、教学事項の審議の場を設けている。

経営部門においては、常務理事会を原則として月1回開催し、経営に関する事項について審議をしている。常務理事会の構成員は、理事長、学長、常務理事である事務局長および監事である。事務局長は大学事務局長を兼任しており、教授会にも出席し、事務局として意見を述べるができる。なお、事務局には教授会での議決に関わる権能はないので、教学としての教授会の機能の独自性も維持している。

事務局長は、教授会議案の審議に引き続き、事務局長報告として、常務理事会審議事項及び決定事項について報告している。また、教授会の審議事項で法人決定が必要なものは、常務理事会で審議の上、決定している。このように、管理運営と教学の統合は常に取れており、本学の使命・目的の実現に向けて各機能が十分に発揮できる仕組みとなっている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

平成17(2005)年度の私立学校法の改正には、学校法人島津学園の「寄附行為」を改訂し、平成17(2005)年11月に文部科学大臣の認可を得ている。

学校法人島津学園の最高意思決定機関である理事会は理事8人、諮問機関である評議員会は理事数の2倍以上である17名で構成している。事業計画、予算、事業報告、決算計算書類を始め資産の増減に大きくかわる事項や、学則の改訂など、「寄附行為」に定める規定に従い理事会の承認を経て手続きをしている。

決算計算書類を理事会で承認し、評議員会に報告後、速やかにかに財産変更登記を行い、続いて文部科学省への届出も行っている。その他、役員の変更、学長の交代等必要な届出事項は遅滞なく実施している。

学校法人島津学園は、京都医療技術短期大学の資産を引き継ぎ、平成19年度に京都医療科学大学に改組転換した。私立学校法、大学設置基準を始め、法令で定められている基準を満たし、文部科学大臣により平成18(2007)年11月に設置が認められた。改組・開学以降4年間の履行状況調査において、規程類に関して指摘を受けたのは、「公益通報に関する規程」の未制定であったため、平成22(2010)年11月に「学校法人 島津学園 公益通報に関する規程」を制定した。また、建学の精神に基づく教育の実践は、関係諸法令、諸規則に従い健全な学園経営を推進することによりはじめて達成されるものであるとの認識から、行動基準などを定めた「学校法人 島津学園 倫理規定」も制定した。

情報公開については、「島津学園 情報閲覧規程」を制定し、教育情報などの閲覧の方法を定めた。平成23(2011)年からは、ホームページで公開している。

大学の目的は、京都医療科学大学 学則 第1条に明記しており、修学年限、在学年限入學資格等、教育課程・履修方法等、卒業要件、学費、教員組織、教授会、賞罰について学則に定めている。学位については、京都医療科学大学 学位規程を定め、卒業を認められた者に 学士「放射線技術学」を授与している。学生学籍簿、学生成績、出欠状況等、学生に関する情報は、専用サーバを設置し、アクセスはアクセス権を特定の教務係員に制限して保管、

管理している。

平成 27 年 4 月 1 日から施行された「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 88 号)では、学長のリーダーシップの下で戦略的に大学を運営できるガバナンス体制の構築を意図した法改正となっている。そのため、本学では学則の改定をはじめ、全ての内部規程の見直しを行った。改正法の主旨にあわない条項は書き直し、教授会の審議も繰り返し、規程の改定を行った。改訂条項については顧問弁護士から校閲も受け、改正法との整合の確認を行っている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全への配慮

電気使用量の減量(節電)対策の実施のほか、校舎内の清掃、禁煙などキャンパス内の環境保全に努めている。電気使用量は、電気使用量の推移を教授会で報告し、節電協力要請を行っている。空調機の使用は、冬季では室温 20℃を目標に、また夏季では、28℃を目標にしている。冬期休暇や夏期休暇の際には、教室は部屋数を制限して開放し、節電に努めている。短期大学から転用した校舎は、灯油ボイラーを使用していたため、エネルギー効率を考慮して、段階的に電気空調に切り替え、平成 25(2013)年度に完了した。一方で、IT 化の推進や、新規設備の導入に伴い、電力使用量は上昇する傾向にある。導入に当たっては、エネルギー効率の高い装置・設備を選択するなど努力している。

環境保全について、校舎内の清掃は毎日、校地敷地内の樹木の手入れ、法面の除草作業等は定期的に、業者に委託して実施している。学生、教職員及び来客はすべて上履きに履きかえる。「二足制」を採用している。高額な医療用装置は、塵埃を嫌うものが多く、設備維持と清潔環境維持のためであるが、校舎の汚れも少なく学修環境の維持にも貢献している。卒業後に働く、実際の医療現場では、手術室や血管造影室、放射性同位元素を使用する放射線管理区域など、履物の履き替えが必要な場所があり、「二足制」はその訓練も兼ねている。

2) 人権への配慮

教職員の労働条件については、就業規則として「学校法人島津学園就業規則」を定めている。各種ハラスメント防止については、倫理規程においてセクシャルハラスメント防止・排除を規定したが、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント行為防止も含めて、禁止行為の具体的な例示を付け加えた「学校法人島津学園ハラスメント防止規程」を平 24(2012)年 4 月に定め、ハラスメント防止に努めている。個人情報の取り扱いについては、「学校法人島津学園個人情報保護規程」「学校法人島津学園個人情報保護規則」等の諸規定を整備した。公益通報については、「学校法人島津学園公益通報に関する規程」の規定を整備し対応している。平成 25(2013)年 4 月より、古家野法律事務所と法律顧問契約をした。

3) 安全への配慮

「京都医療科学大学防災体制」を整備し、火災、地震その他の災害の予防ならびに生命、身体の安全確保および災害による被害の軽減を図っている。構内には、防犯カメラ 4 台を設置、また庭園灯や、センサーライトを要所に設置して、夜間の防犯に努めている。夜間の校舎内は、機械警備システムを設置し、作動時の確認は、警備会社に委託しており、無人とな

る夜間においても警備システムが稼働している。平成 25(2013)年 4 月から、学生の学習場所の提供のために、校舎の平日使用時間を 20 時 30 分まで延長した。校舎使用時間の延長は、学生要望の一つでもあった。これに伴い、16 時 30 分以降 21 時まで警備会社より派遣された警備員を常駐とし、夜間における人的警備体制が整った。

平成 24(2012)年度より、火災避難訓練を毎年実施している。消防署からの指導員の指導により、大学校舎内にいた全ての学生・教職員が参加する。消防署の指導のもとに、これからも避難訓練を定期的実施していく。

校地内にある建物は一番古いものでも新耐震基準制定（昭和 56(1981)年）以降の昭和 61(1986)年 3 月竣工であり、耐震性には問題ない。また、アスベスト建材の使用もないことを確認している。

校内の植栽の手入れや、草刈りは業者に委託し、定期的に行っており、美観の維持、害虫の防除に努めている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

高い公共性を有する学校法人としては、社会に対する説明責任として、毎年度作成している事業報告書をホームページに掲載し、公開している。

事業報告書には法人の概要、卒業生就職状況、学生数などの状況、卒業生数及び国家試験合格者数、教職員数の増減、入学試験実施状況、教育実施状況、学生支援活動、学生生活、奨学金給付/貸与状況・成績優秀者表彰、在学生の状況、退学理由、研究活動、教員研究業績、寄附金などの状況、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、財産の状況、財務比率年度別推移、学年暦と実施状況を記載している。

また私立学校法 47 条に基づき、閲覧請求のあった場合には、監査報告書、事業報告書、収支計算書、財産目録を閲覧できるよう、事務局に備え付けている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

島津学園理事会・評議員会を始め、常務理事会、教授会等の審議承認機関はその機能を果たしておおり、体制としては現状を維持する。法令の改正には、その都度、改正の趣旨を理解するために研修会等には積極的に参加し、対応を図る。

使命・目的の実現に向けて、目標を定めて議論ができるように中長期ビジョンにおいて、平成 29(2017)年度目標値を具体的に設定した。このことにより、議論の方向を整えより具体的な議論が可能となった。目標達成に向けて、教学面の施策だけでなく、学修環境や、校地・校舎の利用法について改善するべく予算を準備し、教学を支援するのも法人の重要な役目であり、常務理事会でも積極的に取り上げ、目標達成に必要な施策を実施していく。

安全への配慮に関しては、避難訓練を定期的に行い、訓練の徹底を図るよう取り組む。また、初期の消火訓練、放水訓練等の訓練内容を充実させる。防犯に関しては、人的警備体制が整ったので、監視カメラや、機械警備システムと連携させ、より安全な学内環境を整えていく。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人島津学園は、京都医療科学大学を経営する。理事は8名にて学園理事会を構成し、経営上、教育上の懸案事項の審議を行い、互いに連携しつつ、学園法人を経営している。8名の理事のうち、常勤理事は学長、事務局長（法人事務局長を兼任）の2名、非常勤（外部）理事は島津製作所、京都大学、京都府立医科大学からそれぞれ2名の計6名である。「寄附行為」で役員は無報酬と定めている。

また、理事会の位置づけも私立学校法の改正に伴い、「寄附行為」を改定し、平成17(2005)年11月11日付けで文部科学省の認可を得た。理事会開催日の7日前までに議案を各理事に送付するよう「寄附行為」で定めており、出欠確認の書類と共に議案書を送付している。また、「寄附行為」では、「理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす」（「寄附行為」第13条第10項）と定めているので、欠席の場合には個別に議案ごとの賛否を意思表示する形式の委任状を提出するように求めている。私立学校法では、理事会における検討の充実に資するよう、各学校法人において、非常勤の理事に対し定期的に学校法人の運営状況に関する情報を提供することも求められているが、本学では、原則として毎月開催する常務理事会の議事録を、全ての理事、監事に配布しており、情報の提供を図っている。

監事の選任方法、職務についての「寄附行為」上の規定は法改正に伴い改定した。監事は理事会、評議員会に毎回出席する。また、事務局から理事長および理事への電子媒体による報告も、監事にも参考配布するなどして情報の伝達を心がけている。

評議員会は、学校法人の業務に関する重要事項について理事会に対し意見を述べる諮問機関としての位置付けであることを明確にし、それに対応して、「寄附行為」を改定した。17名の定員のうち、教職員は5名であり、他は外部委員（委嘱）である。

財務情報の公開、事業報告の公開については、必要書類を閲覧可能なように事務局および教員の共同利用室に備えており、保護者への配布資料にも一部掲載して公開している。

本学常務理事会においては、法人の管理運営を円滑に行うために、学園法人理事会の決定した業務の執行にあたるとともに、理事会に提案すべき事項について審議する。常務理事会は、各月中旬以降に原則月一回の頻度で会合し、定例教授会における主要な審議事項の理事長への報告や、常務理事会で審議したことがら（報告事項）の教授会への報告を適宜行えるよう配慮している。

年度当初に決定した事業計画を遂行する際に、工事や固定資産の取得に該当する事項については、その都度、常務理事会で見積書など審議し、理事長の決裁を得て着手している。事業計画以外の理事会承認を必要とする案件はほとんどなく、学園法人理事会で決定した計画を粛々と実行しているのが現状である。予算外の大きな事業や、大きな財産の増減等が発生

した時には、その都度学園理事会及び評議員会を開催してその判断を求める事が前提であるが、定例的な理事会としては、3月、5月、10～12月の3回開催し、予算及び事業計画の承認、決算及び事業報告の承認を行っている。日常の学園業務については、常務理事会で審議の上、これを執行する。その記録を全理事・監事に送付し、連携を維持している。

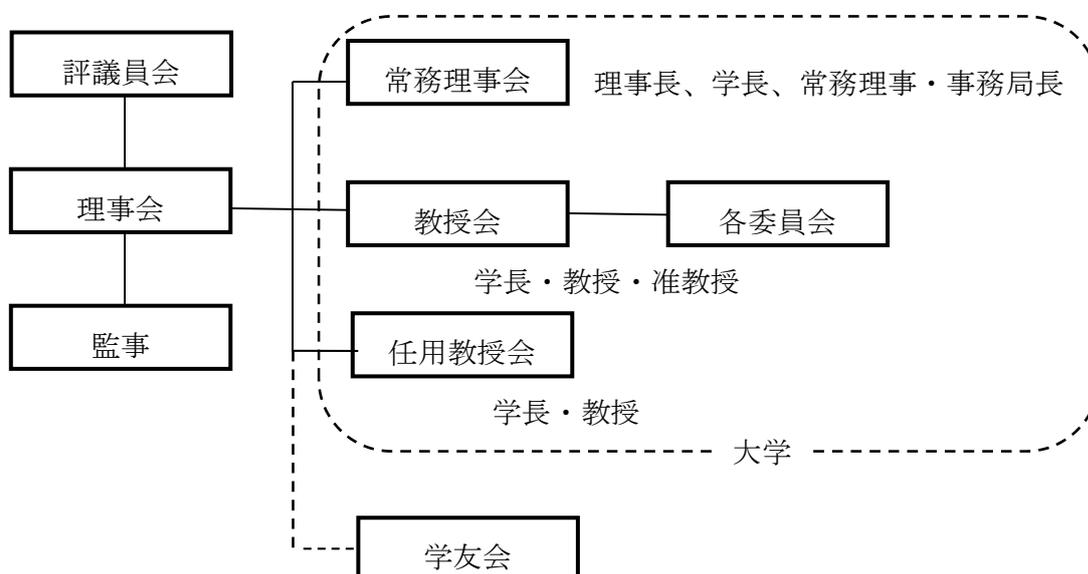


図 3-2-1 法人・大学の構成

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

医療系大学においては、医療に関する学識経験者の経営参加が強く望まれる。本学では、京都大学医学部2名、京都府立医科大学2名の理事配置は恵まれた構成であるといえる。これらの理事は、多忙な現役の医学部教授であるため、学会や諸行事と重なり理事会に出席できない場合があることもあり、出来るだけ早い時期に理事会開催日を決定して予定に組んでいただくことを心がけているが、この努力は今後も継続する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

学長の選任は、「京都医療科学大学 学長選任規程」に従い行われる。学長候補者の選定は、理事長、現学長、法人事務局長、並びに教授会にて専任された教授若干名で構成された「選考委員会」にて行われる。選考委員会は、学長選任規程で定める学長の資格「学長は、

すぐれた学識と教育行政に対する識見を有し、しかも、本学の建学の精神の高揚に努める教育・研究者でなければならない」にふさわしい候補者を選考し、理事会に報告する。理事長は、選考委員会で選考された学長候補者について理事会にはかり、決議を得て学長の任命を行う。学長の任期は4年である。

本学では、教員全員が出席する拡大教授会を教員人事などの重要案件を除き、月に1回定例拡大教授会として開催する。教授会は全員周知の場として有効に機能している。他に、単位の認定や入学候補者の決定などのため臨時に開催することもある。教授会は大学の教学事項の審議機関であり、議長は学長が務める。構成は、教授および准教授と学則に定めている。したがって、講師、助教は教授会の採決には参加できないが、必要に応じて、出席を要請され、また、意見を求められる場合もある。多くの案件は、学長から各委員会に諮問され、委員会が審議の後教授会に答申する。答申された委員会案は、教授会で審議し教授会の意見を勘案して学長が決定する。場合によっては、学長の結論をさらに常務理事会に答申し、法人の決定を仰ぐ場合もある。このようにして、教員の意見を発言する場を与え、学長が集約し、場合によっては法人最高責任者の理事長まで含めた意思決定をしている。理事長は常勤ではないが、原則毎月1回、理事長、事務局長、学長による常務理事会を開催し、案件を審議している。急ぐ案件についてはメールや、電話で速やかに対応しており、決定が遅く機会喪失となった事例は起こっていない。

なお、理事長を含む外部理事は無報酬で本学の運営に携わっている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、教職員を指揮する。学長がリーダーシップを発揮するために必要な組織として「学長室」を置き、事務職員（常勤および非常勤各1名）が配属されている。いわゆる副学長に相当する学長補佐職は置いていない。各委員会は、委員会規程にて、その役割及び分掌が明確にされている。

各委員会の委員長は、担当する案件について学長のリーダーシップのもとで、委員会にて審議し、その結果を教授会に報告する。学長は、拡大教授会および教授会の議長として審議を司会するとともに、必要に応じて各種委員会に出席し、指揮をとる。定期的に教員や職員との面談や、学生へのヒアリングを行い、意見を聴取し、運営に必要な情報の収集及び教員や職員の指導に当たる。中長期ビジョンは、常務理事会で学長・事務局長が案を作成し、全教員が出席した拡大教授会において議論を重ね、策定した。このビジョンは、その後法人理事会の承認を得ている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

現在の体制で、意思決定は迅速になされ、学長の運営方針はすべての教職員に伝わるシステムとなっている。学長のリーダーシップのもと、全教職員が職務に励んでいる。今後とも現在の運営体制を維持し、発展させる。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

教学関係で法人の意思決定を必要とするときは、評議員会にて、職員代表評議員が補足説明を行う機会を設けている。また、理事会・評議員会の審議内容を、拡大教授会でも常務理事である事務局長から説明し、学園法人と教員の意思疎通を図っている。本学は1学部1学科なので、他学部や他学科との調整は必要ない。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学のガバナンスとしては、「寄附行為」第5条に基づき、2人の監事を選任し、法人の業務及び財産の状況等について監査を実施している。監事は理事会、評議員会に必ず出席するとともに、常務理事会の議事録は監事にも配信され、逐次運営状況を把握できる仕組みにしている。監事は、大学ガバナンスについて学長、事務局長にヒアリングし、必要な助言を行っている。事務局は、財務関係、管理運営関係で疑問が生じた場合には、監事に電話やメールにより連絡して助言を求めており、チェック機能を発揮している。

評議員の構成については「寄附行為」第24条の規定により、法人職員4人、本学の卒業生で25歳以上の者6人、学識経験者7人の計17人である。

評議員会への諮問事項として「寄附行為」第22条に次のように定められている(表3-4-1)。

表 3-4-1 評議員会への諮問事項

1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産及び積立金の処分 2) 事業計画 3) 予算外の重要な義務の負担または権利の放棄 4) 寄附行為の変更 5) 合併 6) 目的たる事業の成功の不能による解散 7) 寄附金品の募集に関する事項 8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

また、理事長は決算及び実績の報告を評議員会に報告し、その同意を得なければならないと「寄附行為」第36条第2項に定めており、それに従って運営している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長、学長、事務局長（常務理事）は、原則月1回開催される常務理事会において、情

報交換し、教学、管理運営について意志疎通を図っている。学長は、審議する案件について、拡大教授会で繰り返し説明し、教員の意見を聴取しながら、適切な方針を定めている。教員の意見が一致しない場合には、時間を掛けて議論を行うなど、意思決定のプロセスにも配慮しながら、意見を集約し、このことについても、学長はリーダーシップを大いに発揮している。

評議員会は、理事会の前後に開催する。つまり、諮問事項として、理事会の前に予め評議員会の同意を求める案件、または理事会で承認後評議員会へ報告し同意を求める案件がある。、私立学校法及び「寄附行為」に従った運営を行っている。

設備予算においては、教員及び職員、あるいは学生から設置あるいは購入を希望する機器備品について、要望の多いものや、教育・研究に関わるものを優先的に予算化し、事業計画に反映している。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人島津学園寄附行為」に基づき、理事会及び評議員会の運営は適切になされている。監査法人と監事との情報交換も年1回実施している。この情報交換の場には、学長及び常務理事が同席しており、内部統制を含めた助言も出てくるので、意義ある機会となっている。施設拡充、設置機器備品の購入は、これまで通り教職員の意見の聴取及び調整を十分にを行い、中長期ビジョンに基づいて議論し、決定する。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

法人ならびに大学の事務組織に関しては、事務組織規程により定められている。人事については、小規模な組織であり、専門に扱う部署はなく、事務局が担当する。

職員の採用は、組織として不足している能力を補うため、または退職による欠員の補充であるので、必要とする能力を有し、協調性があり、自分の職務範囲にこだわらない人材を求めている。

職員の採用に際しては、選考試験とともに資格、経歴、業績などを勘案して行っている。選考試験として面接は必ず行い、面接員は事務局長、事務課長、係員などから事務局長が選抜してその任を命じている。面接では、協調性の有無を確認するとともに、本学の目的とす

る「品性を陶冶する」教育には職員と学生のかかわりも重要になるため、その観点からも、それに適する資質を持ち、明るい雰囲気があり、責任ある言動ができる人材を求めている。

人員の入れ替わりは稀であり、また、異動は総務—教務係間の異動程度であるため特別な方針は必要としていない。日常の勤務の中で、お互いに相談しながら様々な仕事を経験し、業務遂行能力の向上（いわゆるキャリアアップ）を図っているのが組織内の人事の通常運営となっている。

定期試験の日程の調整および監督補助、授業配布資料の印刷、カリキュラムに基づく授業編成作業など、通常の教育活動に伴う事務的な業務は教務係で行っている。学生教育の運営については各委員会および教授会の審議を経て、学長のリーダーシップのもとに行われているが、これらの各委員会および教授会等には、いわゆる Staff Development (SD) の一環として事務局長以下の事務職員は適宜参画し、審議に必要な資料の収集と作成、議事録の作成および保管、教員への事務連絡、また会議における審議事項の速やかな伝達（情報の共有）を行い、大学運営のより一層の高度化を図っている。

研究支援体制として、特に公的研究資金を利用して行う研究には、研究機関の適正な管理が求められていることもあり、本学でも公的研究資金管理体制（図）を制定し、資金管理にあたっては公的研究資金経理取扱規程により、事務課総務係が管理業務を担当している。管理業務担当者は、所轄官庁の開催する講習会に出席し、研究者の相談窓口として必要な知識を得ている。なお、本学で予算化する教員の個人研究費や、民間企業との共同研究の研究資金に関しても、公的研究資金と扱いを同じとすると規定しており、物品の購入・検収業務や研究費の支払い、管理業務はすべて総務係が行っている。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

事務局に学長室、事務課、就職課を置く。学長室は学長がリーダーシップを発揮するために必要な事務を行う。事務課には教務係と、総務係を置く。教務係は、教務委員会、教授会に関する事務、および入試委員会についてはオープンキャンパス、入試広報など、学生委員会については奨学金関係、図書委員会については書籍の購入などの図書館事務などを所掌する。総務係は、財務、会計、経理、施設維持管理、科研費などの研究資金についての事務、労務管理、購買、その他庶務事項を所掌する。組織の規模が小さいため、各業務については、個々の業務量は少なく、事務職員1人で数種の業務を担当しているが、このことにより支障をきたした事はなく、機能的には問題はない。

教学事項の様々な案件に対しては、学長が指名する各種委員会で扱う。教学事項は、学長の諮問により関連する委員会が検討を行い、その結果を学長が議長をつとめる拡大教授会で審議し、学長が意見をまとめる。委員会の事務は事務課が担当する。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の能力向上が、大学の運営にも、経営的にも必要不可欠であるため、業務遂行能力の向上（いわゆるキャリアアップ）に必要なSD研修などを積極的に受講し、また、経費の面でも研修費用や出張旅費を予算化して取り組んでいる。組織が小さいため、職員の育成が自前では困難で、そのため外部教育機関の研修などを活用している。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

小規模校にふさわしい必要な職員配置はできている。業務処理量は、一人の能力×時間×効率×人数で決まる。そのため、業務処理能力向上に向けた取組みとしては、一人ひとりの能力向上及び IT 化などによる作業効率の向上がある。

能力向上の方法としては、研修支援や自己啓発支援がある。これらは Staff Development 活動として位置づけ、必要な予算を確保する。これとは別に On the Job Training として、業務処理についての裁量権をできるだけ現場に移す取組みも始めている。

IT 化は、主としてデータ処理、データサーバによる保管等のコンピュータ関連の活用であるが、教務システムは導入が完成している。これについては定期的な更新を予算化する。コンピュータ関連以外に、印刷機や製本機などの機材は、一時的ではあるが作業量に追いついていない時もあり、稼働の効率化などを工夫し、新鋭機種を導入を図り、待ち時間の解消を目指す。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 19 年の 4 年制大学開設当初は、自己資金の持ち出しが続いたが、4 年制大学の完成年度を待たずに 3 年目に経費支出は収入で賄える状況になった。以後バランスのとれた収支推移となっており、適切な財務運営が確立されている。本法人の平成 22 年度から 27 年度までの過去 6 年間の消費収支状況を表 3-6-1 に、貸借対照表の状況を表 3-6-2 に示す。

京都医療科学大学に改組転換時の構想では、将来的には、新学科の増設も検討することになっていたが、18 歳人口の減少や、新增設が進む競合大学、財務上の課題などを勘案し、中長期的には、現有の放射線技術学科の充実と発展を計ることとし、中長期ビジョンを策定した。中長期ビジョンでは、平成 29(2017)年度の財務指標の目標として、帰属収支差額比率を 3 年平均で 10%以上の維持、教育研究経費比率（対消費支出）を 30%以上、人件費比率を 55%以下と設定した。金融機関等からの借入は行っていない。また、中長期ビジョンでは、環境整備計画の立案実施も策定している。これは、校舎を含めた大学構内の環境整備計画を平成 25(2013)年度に策定したもので、平成 29(2017)年度に完成する。学生の要望が強いロッカー室の整備や、自習環境の整備など、校舎新築及び改築、改装も含まれる。資金計画は、中長期ビジョンで定めた教育研究経費比率、帰属収支差額比率、人件費比率の指標に基づき立案した。

表 3-6-1 本法人の過去6年間の消費収支状況（単位：千円）

科目	平成 22(2010)年度	平成 23(2011)年 度	平成 24(2012)年 度	平成 25(2013)年 度	平成 26(2014)年 度	平成 27(2015)年 度
帰属収入	611,501	660,742	695,740	715,924	673,809	688,122
基本金組入	△25,816	0	39,095	0	△40,883	△45,388
消費収入	585,685	660,742	656,646	715,924	632,926	642,734
消費支出	543,942	584,334	547,215	594,598	577,255	647,865
消費収入超過額	41,743	76,408	109,432	121,326	55,671	△5,131
帰属収支差額	67,560	76,408	148,526	121,326	96,554	40,257

平成 23、25 年度の基本金組入額がないのは、除却額と相殺表示にしていることによる。

△はマイナスの数字であることを表す。

表 3-6-2 貸借対照表の年度別推移（単位 千円）

京都医療科学大学

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
資産の部							
固定資産		1,888,536	1,859,975	1,872,635	1,847,453	1,810,644	1,757,533
	有形固定資産	1,827,721	1,801,017	1,809,797	1,783,754	1,747,077	1,693,704
	土地	442,095	442,095	442,095	442,095	442,095	442,095
	建物	998,969	968,375	945,499	914,144	893,113	837,855
	建物付属 構築物	19,375	18,242	18,137	16,901	15,864	14,646
	教育研究用機器備品	276,951	273,834	304,294	308,823	290,760	256,382
	その他機器備品	9,012	10,576	8,727	7,308	7,354	8,960
	図書	81,319	87,895	91,045	94,483	97,891	101,338
	建設仮勘定						32,428
	その他の固定資産	60,815	58,958	62,838	63,699	63,567	63,828
	電話加入権	446	446	446	446	446	446
	施設利用権	125	100	75	50	25	0
	出資金	10	10	10	10	10	10
	退職給与引当特定預金	60,184	58,352	62,257	63,143	63,036	63,322
	施設拡充積立預金						
	第4号基本基金引当資産						
	保証金	50	50	50	50	50	50
流動資産		1,043,420	1,155,605	1,301,337	1,492,994	1,561,054	1,682,747
	現金預金	1,013,884	1,132,474	1,248,007	1,453,281	1,551,527	1,653,877
	未収入金	20,914	20,011	50,327	34,567	4,995	24,561
	前払金	5,146	1,984	1,048	2,516	2,646	2,766
	立替金						
	仮払金	1		1	0	0	
	研修旅行費預り預金	3,475	1,136	1,954	2,630	1,885	1,543
	資産の部合計	2,931,956	3,015,580	3,173,972	3,340,447	3,371,698	3,440,280
負債の部							
	固定負債	60,184	58,352	62,257	63,143	63,036	63,322
	退職給与引当金	60,184	58,352	62,257	63,143	63,036	63,322
	流動負債	238,303	247,350	253,312	297,575	232,378	260,418
	未払金	29,252	30,594	10,199	31,803	10,783	31,894
	前受金	198,333	207,265	233,308	254,408	212,067	219,258
	預り金	7,243	8,352	7,851	8,731	7,643	7,715
	研修旅行費預り預金	3,475	1,136	1,953	2,633	1,885	1,543
	仮受金		3	1	0	0	8
	負債の部合計	298,487	305,702	315,569	360,718	295,414	323,739
基本金の部							
	第1号基本基金	2,890,716	2,730,512	2,769,607	2,756,419	2,797,302	2,842,690
	第2号基本基金						
	第3号基本基金						
	第4号基本基金	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000
	基本金の部合計	2,928,716	2,768,512	2,807,607	2,794,419	2,835,302	2,880,690
	基本基金未組入高	0	0	0	0	0	566
消費収支差額の部							
	翌年度繰越消費収入超過額	-295,247	-58,635	50,797	185,311	240,982	235,850
	消費収支差額の部合計	-295,247	-58,635	50,797	185,311	240,982	235,850
	(総資金＝)負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	2,931,956	3,015,579	3,173,973	3,340,448	3,371,698	3,440,280
	自己資金合計(基本基金＋消費収支差額)	2,633,469	2,709,877	2,858,404	2,979,730	3,076,284	3,116,540
	減価償却累計額	1,062,424	928,950	959,288	972,168	1,048,327	1,033,184

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学は、収入の多くが学生納付金で、私学助成補助金がそれに次ぐ。寄附は、現物の寄附がほとんどを占めていたが、平成24(2012)年度には学友会85周年記念事業において、一般寄附の募集を行ったため、現金寄附の方が多くなった。

毎年度の事業計画および予算決定にあたり、資金支出に大きく関係する施設設備機器備品の購入およびリース物件については、教職員関係者と事務局が協議し予算化している。その他の経費支出については、前年度実績などを参考に事務局内で検討し、予算化している。予算は適切か、事業計画に整合しているかを常務理事会で審議し、理事会で承認した後、当該年度において、物品購入依頼書や稟議書を作成し、経理事務手続きに関する規定に従い執行している。10万円以上の購入品については、複数の競合見積書等を付して所定の手続をとる。

予算執行は、月次作業として行う。入金、給与支払い、購入業者への振込は経理担当者が伝票を作成し、事務課長を経て、事務局長が承認している。大学の銀行印は事務局長が管理し、事務局長が押印している。入出金や、業者への振込は、すべて統括管理責任者である事務局長の承認を得ているので、月次での予算執行の管理はできている。期末には、会計基準に則った期末処理を行い、公認会計士の監査を得て理事会で承認をしている。セキュリティの観点からインターネットバンキング機能は使用していない。

平成23(2011)年度より、外部資金の増加を目指し、教員は積極的に科学研究費補助金や、日本私立学校振興・共済事業団等の公募型研究に応募を行ってきた。その結果、平成27(2015)年度には、科学研究費補助金代表研究者3件が新規採択され、また、環境省平成27(2015)年度原子力災害影響調査等事業(放射線の健康影響に係る研究調査事業)にも採択されるなど、外部資金16,370千円を獲得した。

支出と収入のバランスのとれた予算編成に心がけており、また、借入金が無いため、本学の財務基盤は健全な状態である。

(3) 3-6の改善・向上方策(将来計画) 財務関係では、可能な限り借入金は行わない方針で、計画を立てる。入学者数が定員を充足している限りは、中長期ビジョンで策定した放射線技術学科の充実は粛々と行っていける。したがって、入学者数の確保に努める。質の良い入学者の確保に向けて、中長期ビジョンで上げている目標「入学したくなる教育体制と修学支援体制が作られている」の達成が重要であり、環境整備計画もこのことを念頭に進める。

外部資金の獲得では、科学研究費補助金など研究補助金と寄附金が主である。引き続き科学研究費補助金など競争的研究費補助金の獲得増を目指す。寄附金については平成23(2011)年4月に特定公益増進法人の証明書を取得した。今後の重要な課題として、寄附件数の増加に取り組む。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

予算執行に関しては、事務課総務係が発注から経理、出納までを担当している。会計処理は、会計ソフトを使用している。ソフト内に単純な投入ミスを防止する機能が付属しているが、予算および支出科目、部門間配分を正しく入力することに注力している。

月次ごとに、予算および支出科目、部門間配分は業務担当者、総務課長、事務局長が確認している。また、学生を対象とした小口現金の出し入れの効率化を図るため、券売機を導入した。その結果、教務係は現金を扱う業務がなくなり、事務の効率化に結び付いた。平成21(2009)年度より適用されている会計処理の変更(「ソフトウェアに関する会計処理について」及び「リース取引に関する会計処理について」)についても、公認会計士に実務上の処理方法の指導を受けながら対応してきた。

公的研究資金等の管理については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について」に基づき、「不正行為防止計画」、「不正行為防止に関する基本方針」を定めて、適正な管理を行っている

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査を受けている。監査については、4月初日の就業日に現金の監査を実査にて行い、5月初旬に前年度計算書類の監査を受ける。期中の監査は11月に行い、監査人から内部統制について理事者ヒアリングを受ける監査人と学長、事務局長と情報の交換を行っている。また、期末処理の妥当性を検証し、必要な是正を期末処理に反映させるための事前監査を3月に受ける。このことにより、月次処理の適切性とともにも期末処理の妥当性の判断が行いやすく、担当者の処理効率が上がっている。

会計基準の改正に伴い、貸借対照表の注記事項が追加され、関連当事者との取引についても記載が必要になった。そのため、理事、教職員に対して、関連当事者であるかどうかのアンケート調査も毎年度末に実施している。本学に対する関連当事者に相当するものは、個人では無かった。但し、本法人理事長が島津製作所の代表取締役会長を兼任しているため、島津製作所及びその関連企業との取引においては、貸借対照表に注記も行って透明性を高めている。

監査法人からは毎年、大学運営に関すること、大学を取り巻く状況、内部統制について質問を受け、教学事項に関することは学長が、法人運営や財務については常務理事である事務局長が質問に答えている。監査人の監査実施のあとに、監査人から監事に監査実施報告をしており、監査人と監事の情報交換がなされる。本法人の2名の監事のうち1名の外部監事は、

公認会計士の資格を所有し、監査業務に精通しており、監査人監査の実施状況を的確に把握し、その結果についても適切な指導を得ている。

なお、監査人から指摘を受けて対応を図るべき特記事項はなかった。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準に従って、適切な会計処理に努めるとともに、法令の改正により、変更が必要な時には説明会や研修に必ず出席し、また不明な実務処理については、その都度監査人や監事に相談しながら行っているが、この体制は今後も維持する。

公的研究資金のうち科学研究費補助金については、毎年度全件について内部監査にて会計処理証憑の確認を行っているが、この時に確認した課題については、対策として学内規程に反映するなど是正処置をとっていく。公的研究資金のみならず、学内研究費の管理についても同様の仕組みとしており、内部統制への取り組みは今後も継続していく。

[基準3の自己評価]

学園創始者である二代目島津源蔵の建学の精神を受け継いだ、1法人1大学1学部1学科の小規模校であり、一貫した法人及び大学運営を行っている。さらに学内外における環境整備、危機管理についても高い意識をもって取り組んでいる。

経営的に本学の経費支出は収入で賄える状況で、バランスのとれた収支推移となっており、適切な財務運営が確立されている。これからも科学研究費など競争的外部資金の獲得と寄附金の増加を目指す。

本学の最高意思決定機関である法人理事会を、「学校法人島津学園寄附行為」に基づき適切に運営している。法人理事会の下にある「常務理事会」では、理事長、常務理事兼事務局長、学長が毎月1回定期的に、熱心に意見を交換して、大学運営に必要な案件を処理しており、その議事録は全理事及び監事に配信しているため、理事のチェック体制に必要な情報は伝達できている。

教学に関する事項は、学長が議長を務める教授会で審議し、学長が意見をまとめ、教学としての意思を決定する。審議を必要とする案件は、教授会に先立ち、あらかじめ、担当する委員会にて討議し、委員長が教授会に上程する仕組みである。なお、定例の教授会は拡大教授会として助教以上の全教員が出席し、当該案件を審議する。審議過程も踏まえて教員全員に周知できるという利点があり、今後も継続する。教員の任用や昇任にかかる人事など重要な案件は、教授、准教授で構成される学則に定めるところの教授会で審議している。

事務局の体制については、事務遂行上必要な人員は確保している。各職員には、本学の状況や、教授会の審議の上で、決定された事項を速やかに伝達し、各自の業務に必要な情報を速やかに共有する事を心がけているため、業務の停滞による教学への支障は起こらない。IT化による作業効率向上と、Staff Development (SD) 活動等による個人の能力向上を含め、職員一同力を合わせて日常業務を行っている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

自己点検・評価活動は、本学の運営、教育など全般にわたる改革・改善という観点において、きわめて大きな意義を持つ。実施するための組織としては学長、教授（平成 26 年 12 名、平成 27 年 13 名）事務局長および事務課長より構成される「自己点検・評価委員会」があり、委員会規程によって、組織、活動内容が定められている。

平成 22(2010)年 2 月には、「教育、研究の現状と課題—2007、2008 年度 自己点検・評価一」と題して、自己点検・評価報告書を上梓し、関係機関各位に配布した。また、平成 25(2013)年度に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、平成 26(2014)年 3 月 11 日付けで同機構が定める評価基準を全て満たしているとの認定を受けた。同窓会である「学友会」が学生の就職活動を積極的にサポートしている点、及び医用画像を全ての端末で閲覧できる点を「優れた点」と評価された。参考意見として「保健室の理容室や稼働状況の把握に努めること、危機管理マニュアルの整備、自己点検評価報告書の積極的なホームページへの公開」を得た。参考意見の危機管理マニュアルの整備以外は、意見通り体制を整えた。危機管理マニュアルについては、今後の検討課題として取り組む。

委員は、教授と事務局長及び事務課長で構成される。この自己点検評価委員会において本自己点検評価書を作成した。本学では学生の修学、教員の教育、研究の状況などについて、常に正確にデータを収集できる体制になっている。日頃から小さい組織である大学の特色を生かして、年度初めには全学生の顔写真を全教職員に配布するなど、個々の学生と教職員とが常に密接に接するように努めている。また、全科目において厳格に出席状況をチェックしており、学生アンケートなどにより個々の学生の現状を正確に把握し、本自己点検評価書の基礎資料として使用した。また教員の授業相互参観によって、学長をはじめ教員が相互の授業の様子を知ることができ、授業改善の手掛かりとしている。教員の研究業績については毎年収集・整理し、業績集としてまとめ、図書館にて開架するとともに、大学のホームページにおいて公開している。これら教学に関するデータは、全教員の出席する拡大教授会に資料として提出されており、本学の現状を全教員が正確に把握している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

例えば、第三者による機関別認証評価のためにだけ行うデータ収集にならないように、日常業務の中で、発生する様々な情報のデータベース化を実施している。その際、客観性、誠実性を確保するよう心掛けています。

学籍関係は、「教務システム」というデータベースソフトウェアを利用し、開講科目、履修登録、出欠管理、成績管理、証明書、実習管理、学生個人に関する情報を管理している。出欠状況は、授業終了後速やかに担当教員が「教務システム」に入力し、月次報告として出欠状況を教員全員にメール配信するとともに、学生掲示板で学生に周知する。このデータに基づき欠席の多い学生に対しては、担任教員や、学生相談会委員が学生の個別指導を行っている。志願者、受験者、合格者、入学者、試験成績、調査書評定値等の入試に関するデータは、事務課教務係が管理し、ホームページにて一部を公表している。入試データは、オープンキャンパス出席者と志願者の関係や、調査書評定値と入学後の成績との関係など、広報活動の基礎データ及び入学者の基礎データとして分析し、入学後の教育活動に利用している。就職求人件数等就職に関するデータは、「就職システム」というデータベースソフトウェアを用いて管理している。施設等財産関係は、事務課総務係で管理しており、施設等財産に変更があった場合に必要な届出も行われている。

その他、担当する教職員が作成するデータは事務課専用サーバにて、また授業計画や教職員の予定などはグループウェアも利用し、情報の共有性を高めている。なお、学内でネットワークは閉じられており、学外からの侵入はできない仕組みになっていて、セキュリティは確保されている。事務課の職員は各自設定するパスワードにてデータベースにアクセス可能であり、情報を共有する担当者をシステム管理者が制限している。

受験者数、入学者数、卒業者数、国家試験合格者数、就職先及び、学生数、進級状況、退学者及びその理由等は、事業報告にも掲載し公表している。

現在の主なデータ管理担当部署の一覧を、表 4-2-1 に示す。

表 4-2-1 主なデータ管理担当部署

番号	項目	管理部署
1	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移	教務係
2	学部、学科別の在籍者数	教務係
3	学部、学科別の留年者数、退学者数の推移	教務係
4	授業科目、カリキュラム編成	教務係
5	成績表管理	教務係
6	修得単位状況	教務係
7	年間履修登録単位数の管理	教務係
8	就職相談室等の利用状況	就職課
9	就職の状況	就職課
10	卒業後の進路先の状況	就職課
11	学生相談室の利用	担当教員
12	医務室等の利用状況	総務係
13	大学独自の奨学金給付貸与状況	教務係
14	授業料納入、免除管理	総務係
15	学生の課外活動への支援状況	教務係
16	専任教員の年齢別の構成	法人事務局

17	専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	教務係
18	開講している授業科目における専兼比率	教務係
19	校地、校舎等の面積	法人事務局
20	講義室、演習室、学生自習室等施設、設備の管理	法人事務局
21	図書、資料の所蔵数	教務係
22	職員数と職員構成（正職員嘱託パート派遣別、男女別、年齢別）	法人事務局
23	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守管理	法人事務局
24	教育研究活動等の情報の公表	法人事務局
25	予算、決算、経理処理	法人事務局
26	来客数	総務係

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

これまで、自己点検・評価報告書は近隣大学、官公庁、病院、法人関係者などに配布した。教員の研究業績の当該年度分及び、財務指標等については、事業報告書内に掲載し、本学のホームページで公開しており、閲覧することができる。また、教員の研究業績で過年度分は、「専任教員の研究業績」としてホームページに掲載している。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価の誠実性については、「エビデンスの質を高めること」及び「評価の客観性を保つこと」が不可欠であり、現在、各委員会、教授会でその努力をしている。今後も、現在の体制のもとで誠実性を高める努力を続ける。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

自己点検・評価活動は、4年制への改組転換前の京都医療技術短期大学の時代から行われており、平成18(2006)年には短期大学基準協会による第三者認証評価も受審し、適合の判定を受けている。改組転換当初から、その必要性は認識しており、平成22(2010)年10月には改組転換以降の2年間を評価する報告書を発行した。その後の自己点検評価書を平成25年6月に発行し、この評価書に基づいて日本高等教育評価機構による第三者認証評価を受けた。

自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、教授全員が所属する組織とした。組織が小さいこともあり、自己点検・評価委員会としての独自の活動に加えて、教授会においても、授業アンケートの評価の結果など広く情報を収集し、必要な事項を学長指示で実施できる体制になっている。

自己点検評価の結果、基礎専門科目の充実によるスムーズな専門科目への移行、3年次後期から4年次前期をまたいだ卒業研究から3年次の総合研究への転換、など新しいカリキュラムが実施された。FD委員会活動は、教員相互の授業参観、招聘講師による講演会開催、授業アンケートによるMoodleの運用など発展し、授業の改善に努めている。これらの事実も、

自己点検・評価委員会の機能が働いている証左のひとつと考えられる。また平成 22 年度の自己点検評価で、学生相談に対する対応が満足な状況になっていないことが明らかになった。そこで、平成 24(2012)年 4 月に心理学が専門で心理士として臨床経験もある学生相談に精通した教員を新規に採用するとともに学生相談室会を立ち上げた。学生相談会は、学生委員会、教務委員会とともに、学生に関する様々な問題に対応している。本学の教育に適応できず留年し、やがて退学するに至る学生が問題となっており、留年者、退学者の減少に努めている。徐々ではあるが、成果が出始めている。このことも PDCA サイクルが上手に回っていることの証左である。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の置かれている状況を踏まえながら、改善すべきところを明らかにし、実効ある改善活動につなげていくためには、自己点検・評価だけでなく、日常的な FD・SD 活動や、各委員会の活動、教授会の活動などと連携して PDCA サイクルを上手に回す必要がある。組織が小さいので、理事長及び学長が教職員に対するリーダーシップを発揮しやすい面がある。この利点を活かし、計画した目的・目標達成に向けて誠実にかつ着実に努力を積み重ねる。

〔基準 4 の自己評価〕

自己点検・評価の結果に基づき、中長期ビジョンを策定立案し、定めた目標に向け諸活動のベクトルを揃える機運が高まってきている。この機運をさらに高めて、改善・向上の PDCA サイクルを効果的に回すには、不断の努力が必要となる。本学の学生は、将来の診療放射線技師を目指して学習しているため、共通の意欲と意識を持っている。学生がその意欲と意識を維持、高揚し、本学を志した時の初心を達成できるようにするのが本学の社会的使命である。中長期ビジョンを達成する体制が、適切に機能するよう、全教職員が一丸となって取り組み、策本学の社会的使命の実現に向けてたゆみなく努力している。